

令和3年5月の主な動き、取組

1 令和3年3月の雇用失業情勢及び令和2年度総括

(職業安定課)

令和3年3月

有効求人数	42,396人	対前年同月比	7.6%増(15か月ぶりの増加)
有効求職者数	34,287人	対前年同月比	7.6%増(9か月連続の増加)
有効求人倍率	1.16倍	前月比	0.01ポイント増

・各種支援事業、求職者支援制度、雇用調整助成金をはじめとする各種助成金などの活用による雇用促進

・積極的な求人開拓の実施

(新型コロナウイルス感染症の影響による離職者対象求人含む)

・若者、女性、障害者、高齢者の就職実現

2 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響について

(職業安定課・職業対策課)

雇用調整助成金の支給申請・決定状況
コロナに負けるな

3 ①令和3年3月新規高等学校卒業者職業紹介状況(令和3年3月末現在)

(職業安定部訓練室)

○ 求人数	5,440人	対前年同月から	11.5%(706人)減※1
○ 求職者数	3,439人	同	15.2%(616人)減※2
○ 求人倍率	1.58倍	同	0.06ポイント増※3
○ 就職内定者数	3,417人	同	15.2%(614人)減※4
○ 就職内定率	99.4%	対前年同月同	ポイント

※1. 求人数は、鹿児島県内で受理したものを計上しています。

※2. 求職者数は、学校やハローワークからの職業紹介を希望する生徒です。

※3. 求人倍率は、厚生労働省本省発表にあわせて全求職者と県内求人により算出しています。

※4. 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

3 ②令和3年3月新規大学等卒業者職業紹介状況(令和3年3月末現在)

(職業安定部訓練室)

【大学(6大学)】

○ 県内、県外を合わせた就職内定率は94.9% 対前年同月から1.5ポイント減

【短期大学(4短期大学)】

○ 県内、県外を合わせた就職内定率は98.7% 対前年同月から0.5ポイント増

4 令和2年における労働災害発生状況(確定) (労働基準部健康安全課)

休業4日以上の死傷者数	2100人	対前年比	4.5%増加
死亡者数	14人	対前年比	6.7%減少

- ・第13次労働災害防止計画の周知啓発及び取組強化
- ・鹿児島労働局労働災害防止対策「チェスト！緊急ゼロ災運動」の実施
- ・災害増加業種の建設業、製造業、林業、陸上貨物運送事業、第3次産業に対する個別指導の実施

5 令和2年における熱中症発生状況 (労働基準部健康安全課)

鹿児島県内においては、令和2年の熱中症の災害発生状況は、死傷者数は19件と過去10年間で平成28年と並んで最悪の結果で、建設業が最も多かった。

- ・「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、職場における熱中症対策の徹底を呼び掛ける。

3月の有効求人倍率は、前月を0.01ポイント上回り1.16倍となる

鹿児島県の3月の有効求人倍率(季節調整値)は1.16倍となり、前月を0.01ポイント上回りました。

新規求人倍率(同)は2.07倍となり、前月を0.11ポイント上回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.97倍となり、前年同月(0.92倍)より0.05ポイント増と13か月ぶりに上回りました。

新規求人数(同)は前年同月に比べ、20.3%増と2か月連続で増加しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(14.4%増)は3か月連続の増加、製造業(25.9%増)は4か月連続の増加、運輸業、郵便業(0.8%減)は16か月連続の減少、卸売業、小売業(29.3%増)は2か月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(31.7%増)は18か月ぶりの増加、医療、福祉(14.3%増)は2か月ぶりの増加、その他のサービス業(30.5%増)は2か月ぶりの増加となりました。

新規求職者数(同)は前年同月に比べ5.2%増と4か月ぶりの増加となりました。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(6.9%増)は2か月連続の増加、離職求職者(2.7%増)は9か月ぶりの増加、無業求職者(11.8%増)は18か月ぶりの増加となりました。

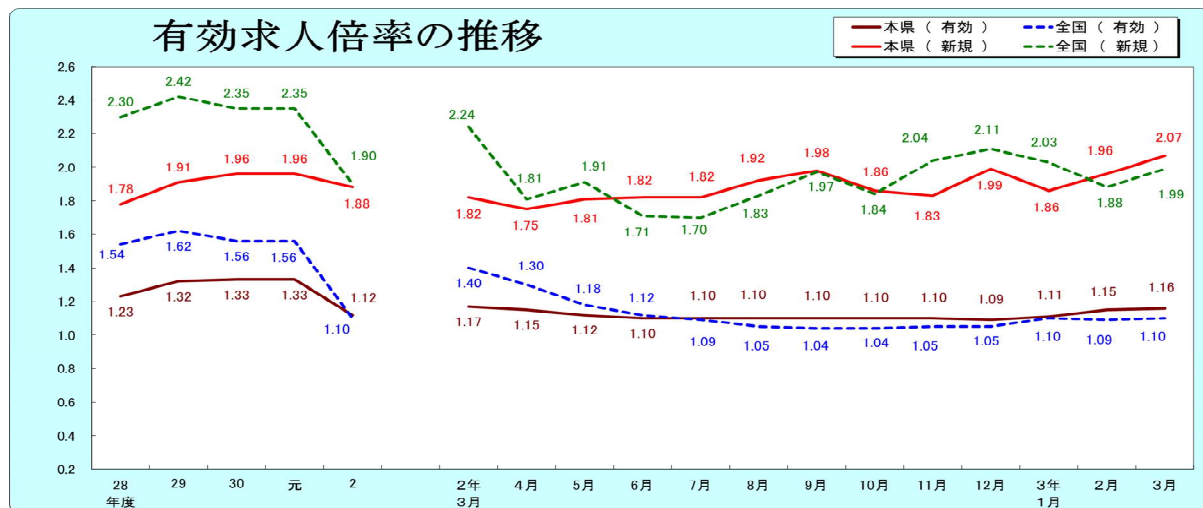
離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(7.3%増)は2か月ぶりの増加、自己都合離職者(1.6%増)は2か月連続の増加となりました。

政府の3月の月例経済報告の基調判断では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる。」とされました。先行きについては、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率が、59か月連続で1倍台を維持しています。有効求職者の増加は続いています。有効求人数が前年比で15ヶ月ぶりに増加となり、新規求人数は多くの主要な業種で増加するなど、持ち直しの動きが出ています。コロナワクチンの高齢者への接種が始まり、感染防止対策も進んでいるため、社会経済活動再開に期待を込めた求人提出や求人への応募など採用活動・就職活動が再開されつつあると考えていますが、新型コロナウイルス感染拡大の状況は一進一退を繰り返しており、雇用情勢へも大きく影響を与えています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大状況は、引き続き就職活動・採用活動に影響を与え、雇用情勢も弱さが増す恐れがあり今後の先行きについては依然として不透明です。

鹿児島労働局では、雇用のセーフティネットを強化するために、雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の早期支給やコロナ離職者対象求人の周知・受理に引き続き取り組むとともに、感染予防対策としてインターネットによる求職登録の事前申し込み、オンライン職業相談やSNSを活用した各種イベントの広報を拡充し、感染予防対策を前提とした施策の展開に取り組んで参ります。

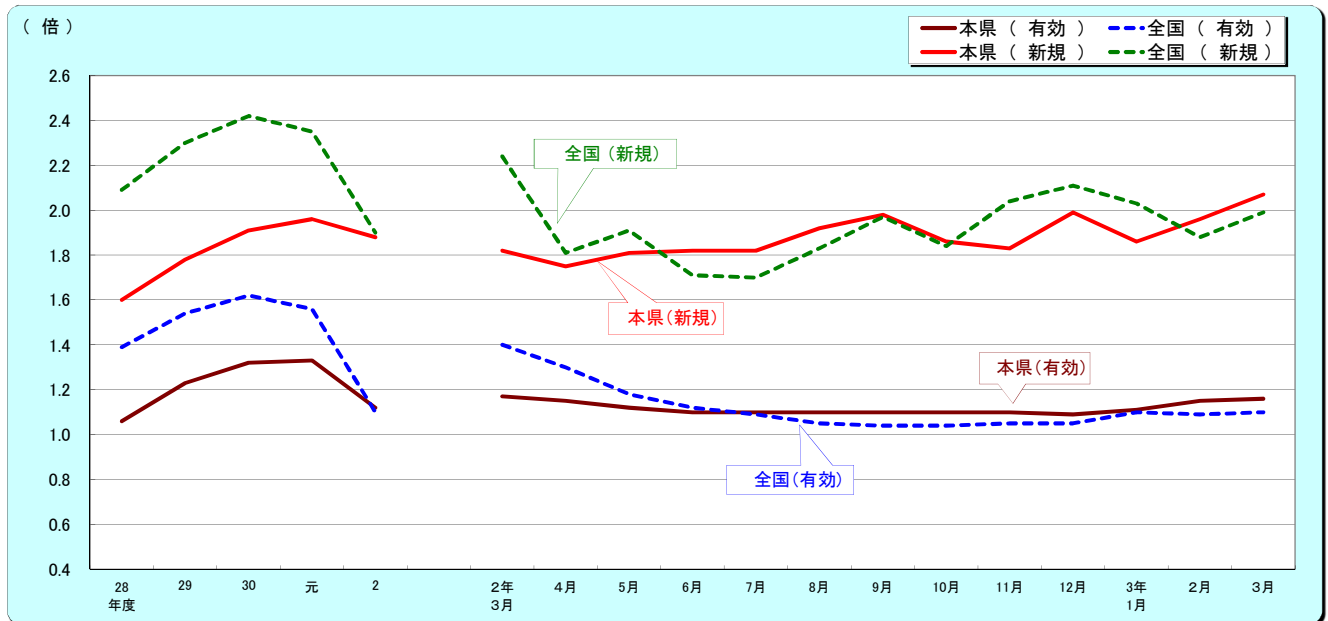


最近の雇用失業情勢 (令和3年3月分)

概況

- ・鹿児島県の3月の有効求人倍率(季節調整値)は1.16倍となり、前月より0.01ポイント上回った。
なお、全国の3月の有効求人倍率(季節調整値)は1.10倍となり、前月より0.01ポイント上回った。
- ・鹿児島県の3月の就業地別有効求人倍率(季節調整値)は1.22倍となり、前月より0.01ポイント上回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		28年度	29	30	元	2	2年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月
有効求人倍率	本県	1.06	1.23	1.32	1.33	1.12	1.17	1.15	1.12	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.09	1.11	1.15	1.16
	全国	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.40	1.30	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10
新規求人倍率	本県	1.59	1.78	1.92	1.95	1.88	1.82	1.75	1.81	1.82	1.82	1.92	1.98	1.86	1.83	1.99	1.86	1.96	2.07
	全国	2.08	2.29	2.42	2.35	1.90	2.24	1.81	1.91	1.71	1.70	1.83	1.97	1.84	2.04	2.11	2.03	1.88	1.99

*2年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

*季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

3月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ20.3%増と2ヶ月連続の増加となった。

3月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(14.4%増)は3ヶ月連続の増加、【製造業】(25.9%増)は4ヶ月連続の増加、【運輸業、郵便業】(0.8%減)は16ヶ月連続の減少、【卸売業、小売業】(29.3%増)は2ヶ月連続の増加、【宿泊業、飲食サービス業】(31.7%増)は18ヶ月ぶりの増加、【医療、福祉】(14.3%増)は2ヶ月ぶりの増加、【サービス業】(30.5%増)は2ヶ月ぶりの増加となった。

3月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ7.6%増と15ヶ月ぶりの増加となった。

() 内前年同月比(%)

新産業分類	令和2年度 (月平均)		令和2年 12月		令和3年 1月		令和3年 2月		令和3年 3月	
新規求人数	13,061	(▲ 10.1)	12,547	(▲ 3.8)	14,954	(▲ 0.1)	14,861	(1.3)	15,034	(20.3)
D 建設業	1,318	(7.4)	1,184	(▲ 1.0)	1,488	(36.6)	1,447	(32.4)	1,362	(14.4)
E 製造業	1,159	(▲ 6.8)	1,222	(22.8)	1,168	(8.2)	1,326	(10.0)	1,501	(25.9)
H 運輸業、郵便業	488	(▲ 21.4)	420	(▲ 22.2)	447	(▲ 19.3)	509	(▲ 17.2)	484	(▲ 0.8)
I 卸売業、小売業	1,866	(▲ 11.2)	1,645	(▲ 1.3)	2,096	(▲ 12.5)	2,081	(7.3)	2,019	(29.3)
M 宿泊業、飲食サービス業	668	(▲ 33.2)	808	(▲ 5.8)	686	(▲ 11.5)	677	(▲ 17.4)	859	(31.7)
P 医療、福祉	4,174	(▲ 6.0)	4,181	(▲ 0.7)	4,925	(5.8)	4,533	(▲ 1.7)	4,847	(14.3)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,232	(▲ 16.6)	1,023	(▲ 0.6)	1,675	(33.9)	1,217	(▲ 14.1)	1,523	(30.5)
有効求人数	36,169	(▲ 12.4)	37,586	(▲ 8.7)	38,519	(▲ 6.5)	40,549	(▲ 0.4)	42,396	(7.6)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

3月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ5.2%増と4ヶ月ぶりの増加となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(6.9%増)は2ヶ月連続の増加となった。

また、離職求職者(2.7%増)は9ヶ月ぶりの増加、無業求職者(11.8%増)は18ヶ月ぶりの増加となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(7.3%増)は2ヶ月ぶりの増加となった。

自己都合離職者(1.6%増)は2ヶ月連続の増加となった。

3月の受給資格決定件数(0.3%減)は2ヶ月ぶりの減少となった。

また、受給者実人員(21.3%増)は10ヶ月連続の増加となった。

3月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ7.6%増と9ヶ月連続の増加となった。

() 内前年同月比(%)

	令和2年度 (月平均)		令和2年 12月		令和3年					
					1月		2月		3月	
新規求職者数	6,951	(▲ 6.5)	5,155	(▲ 8.4)	7,922	(▲ 2.2)	7,450	(▲ 2.0)	8,002	(5.2)
44歳以下	3,506	(▲ 8.9)	2,620	(▲ 10.6)	3,931	(▲ 4.1)	3,596	(▲ 2.3)	3,988	(1.9)
※うち34歳以下	2,113	(▲ 8.4)	1,585	(▲ 6.9)	2,381	(▲ 1.4)	2,102	(0.5)	2,434	(2.8)
45歳以上	3,445	(▲ 3.9)	2,535	(▲ 6.0)	3,991	(▲ 0.2)	3,854	(▲ 1.6)	4,014	(8.6)
うち55歳以上	2,214	(▲ 1.0)	1,569	(▲ 1.6)	2,535	(1.2)	2,435	(1.2)	2,609	(13.2)
うち65歳以上	918	(9.6)	608	(12.6)	1,012	(11.7)	979	(7.8)	1,170	(33.6)
雇用保険受給資格決定件数	(*) 1,998	(1.1)	(*) 1,309	(1.9)	(*) 1,946	(▲ 5.6)	(*) 1,758	(4.6)	(*) 1,775	(▲ 0.3)
有効求職者数	32,386	(4.5)	31,398	(11.3)	32,350	(11.4)	32,795	(8.1)	34,287	(7.6)
44歳以下	15,354	(2.0)	15,131	(10.1)	15,528	(10.2)	15,426	(6.6)	16,047	(6.0)
※うち34歳以下	9,221	(1.9)	9,082	(10.7)	9,387	(11.9)	9,222	(8.4)	9,617	(7.0)
45歳以上	17,032	(6.8)	16,267	(12.4)	16,822	(12.5)	17,369	(9.5)	18,240	(9.0)
うち55歳以上	11,008	(6.8)	10,520	(14.9)	10,722	(12.8)	11,051	(9.7)	11,729	(10.0)
うち65歳以上	3,854	(10.6)	3,458	(15.2)	3,563	(11.9)	3,811	(10.5)	4,321	(15.3)
雇用保険受給者実人員	6,799	(11.0)	6,693	(14.5)	6,525	(14.4)	6,423	(19.0)	6,607	(21.3)

(*) 速報値のため修正があらう

※(新規常用求職者態様別内訳)

() 内前年同月比(%)

	令和2年度 (月平均)		令和2年 12月		令和3年					
					1月		2月		3月	
新規常用求職者	6,887	(▲ 6.4)	5,120	(▲ 8.2)	7,858	(▲ 2.2)	7,404	(▲ 1.8)	7,953	(5.0)
在職求職者	1,919	(▲ 8.4)	1,718	(▲ 9.8)	2,540	(▲ 2.1)	2,888	(0.9)	2,694	(6.9)
離職求職者	4,345	(▲ 4.5)	2,990	(▲ 5.7)	4,733	(▲ 0.4)	3,889	(▲ 2.5)	4,414	(2.7)
うち事業主都合	1,008	(7.1)	692	(▲ 4.0)	886	(7.0)	707	(▲ 19.9)	950	(7.3)
うち自己都合	3,093	(▲ 7.5)	2,153	(▲ 6.9)	3,607	(▲ 1.2)	2,973	(2.8)	3,225	(1.6)
無業求職者	623	(▲ 12.9)	412	(▲ 17.8)	585	(▲ 15.2)	627	(▲ 9.4)	845	(11.8)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

3月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ3.5%増と2ヶ月連続の増加となった。

() 内前年同月比(%)

	令和2年度 (月平均)		令和2年 12月		令和3年					
					1月		2月		3月	
就職件数	2,623	(▲ 12.3)	2,169	(▲ 9.9)	2,252	(▲ 9.9)	2,661	(1.0)	3,829	(3.5)
44歳以下	1,399	(▲ 12.4)	1,197	(▲ 6.7)	1,181	(▲ 8.8)	1,404	(▲ 2.7)	1,955	(4.0)
※うち34歳以下	749	(▲ 12.5)	634	(▲ 6.6)	619	(▲ 4.9)	724	(▲ 3.1)	1,027	(4.2)
45歳以上	1,224	(▲ 12.3)	972	(▲ 13.4)	1,071	(▲ 11.1)	1,257	(5.5)	1,874	(3.0)
うち55歳以上	677	(▲ 11.1)	570	(0.5)	582	(▲ 11.4)	671	(4.5)	1,052	(3.1)
うち65歳以上	180	(▲ 7.6)	134	(2.3)	148	(▲ 8.6)	162	(21.8)	292	(14.5)
雇用保険受給者	725	(▲ 8.3)	597	(▲ 11.4)	599	(▲ 2.3)	666	(▲ 0.9)	937	(13.0)

5. 完全失業率(全国)

	30年平均	元年平均	2年平均	2年10月	2年11月	2年12月	3年1月	3年2月	3年3月
完全失業率 (%)	2.4	2.4	2.8	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6
完全失業者数 (万人)	166	162	191	215	195	194	197	194	188

※完全失業率は季節調整値

* 下線部分は季節調整替え済み

資料出所: 総務省統計局「労働力調査」

6.正社員の職業紹介状況(原数値)

() 内前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和2年度 (月平均)		令和2年 12月		令和3年 1月		令和3年 2月		令和3年 3月	
正社員新規求人倍率	1.44	(0.04)	1.83	(0.15)	1.37	(0.12)	1.47	(0.10)	1.40	(0.21)
正社員新規求人数	6,184	(▲ 4.7)	6,038	(▲ 1.1)	6,857	(6.9)	6,649	(3.7)	6,935	(20.8)
全新規求人における 構成比	47.3%	(2.6)	48.1%	(1.3)	45.9%	(3.0)	44.7%	(1.0)	46.1%	(0.2)
新規常用フルタイム 求職者数	4,283	(▲ 7.4)	3,305	(▲ 9.0)	4,997	(▲ 2.6)	4,523	(▲ 3.6)	4,936	(2.2)
全新規求職者における 構成比	61.6%	(▲ 0.6)	64.1%	(▲ 0.5)	63.1%	(▲ 0.2)	60.7%	(▲ 1.0)	61.7%	(▲ 1.7)
正社員有効求人倍率	0.91	(▲ 0.10)	0.97	(▲ 0.12)	0.96	(▲ 0.10)	0.98	(▲ 0.02)	0.97	(0.05)
全 国	0.83	(▲ 0.29)	0.86	(▲ 0.35)	0.87	(▲ 0.26)	0.87	(▲ 0.21)	0.85	(▲ 0.17)
正社員有効求人数	17,486	(▲ 6.4)	18,070	(▲ 2.7)	18,417	(▲ 0.9)	18,966	(3.9)	19,643	(10.5)
全有効求人における 構成比	48.3%	(3.0)	48.1%	(3.0)	47.8%	(2.7)	46.8%	(1.9)	46.3%	(1.2)
有効常用フルタイム 求職者数	19,135	(3.5)	18,634	(9.8)	19,281	(9.8)	19,381	(5.9)	20,262	(5.2)
全求職者における 構成比	59.1%	(▲ 0.6)	59.3%	(▲ 0.9)	59.6%	(▲ 0.9)	59.1%	(▲ 1.2)	59.1%	(▲ 1.4)

※常用フルタイム求職者・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

7.令和2年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職 12,075 有効求人 15,586 求人倍率 1.29	12,171 13,846 1.14	12,181 13,873 1.14	11,860 13,342 1.12	12,011 14,122 1.18	12,426 14,401 1.16	12,874 14,865 1.15	12,660 14,940 1.18	12,146 14,840 1.22	12,442 15,426 1.24	12,645 16,021 1.27	13,210 17,123 1.30	148,701 178,385 1.20
北薩地域	有効求職 4,345 有効求人 4,831 求人倍率 1.11	4,068 4,451 1.09	3,951 4,498 1.14	3,962 4,678 1.18	4,002 4,737 1.18	4,081 4,869 1.19	4,109 4,990 1.21	4,261 5,236 1.23	4,119 5,346 1.30	4,220 5,449 1.29	4,213 6,037 1.43	4,385 6,175 1.41	49,716 61,297 1.23
川内	有効求職 2,155 有効求人 2,238 求人倍率 1.04	2,064 2,111 1.02	2,000 2,086 1.04	1,974 2,179 1.10	2,025 2,213 1.09	2,065 2,282 1.11	2,108 2,289 1.09	2,237 2,522 1.13	2,198 2,577 1.17	2,274 2,646 1.16	2,179 3,136 1.44	2,270 3,088 1.36	25,549 29,367 1.15
出水	有効求職 1,643 有効求人 1,854 求人倍率 1.13	1,559 1,740 1.12	1,514 1,806 1.19	1,551 1,928 1.24	1,563 1,983 1.27	1,610 1,999 1.24	1,593 2,105 1.32	1,567 2,155 1.38	1,479 2,182 1.48	1,484 2,172 1.46	1,566 2,188 1.40	1,642 2,335 1.42	18,771 24,447 1.30
宮之城	有効求職 547 有効求人 739 求人倍率 1.35	445 600 1.35	437 606 1.39	437 571 1.31	414 541 1.31	406 588 1.45	408 596 1.46	457 559 1.22	442 587 1.33	462 631 1.37	468 713 1.52	473 752 1.59	5,396 7,483 1.39
大隅地域	有効求職 4,399 有効求人 5,158 求人倍率 1.17	4,141 4,688 1.13	4,182 4,831 1.16	4,006 4,661 1.16	4,061 4,687 1.15	4,061 4,998 1.23	4,116 5,156 1.25	4,147 5,536 1.33	4,113 5,356 1.30	4,251 5,607 1.32	4,355 5,467 1.26	4,366 5,615 1.29	50,198 61,760 1.23
鹿屋	有効求職 2,994 有効求人 3,441 求人倍率 1.15	2,813 3,092 1.10	2,848 3,184 1.12	2,726 3,138 1.15	2,764 3,133 1.13	2,772 3,311 1.19	2,848 3,470 1.22	2,754 3,567 1.30	2,601 3,438 1.32	2,693 3,438 1.28	2,736 3,557 1.30	2,918 3,788 1.30	33,467 40,557 1.21
大隅	有効求職 1,405 有効求人 1,717 求人倍率 1.22	1,328 1,596 1.20	1,334 1,647 1.23	1,280 1,523 1.19	1,297 1,554 1.20	1,289 1,687 1.31	1,268 1,686 1.33	1,393 1,969 1.41	1,512 1,918 1.27	1,558 2,169 1.39	1,619 1,910 1.18	1,448 1,827 1.26	16,731 21,203 1.27
南薩地域	有効求職 4,214 有効求人 3,815 求人倍率 0.91	4,152 3,311 0.80	4,147 3,322 0.80	4,084 3,425 0.84	4,093 3,463 0.85	4,095 3,723 0.91	4,145 4,077 0.98	4,095 4,052 0.99	3,915 4,189 1.07	3,841 3,948 1.03	3,830 4,120 1.08	4,022 4,391 1.09	48,633 45,836 0.94
加世田	有効求職 1,554 有効求人 1,483 求人倍率 0.95	1,513 1,265 0.84	1,504 1,311 0.87	1,531 1,357 0.89	1,531 1,386 0.91	1,557 1,413 0.91	1,563 1,507 0.96	1,543 1,424 0.92	1,444 1,457 1.01	1,494 1,518 1.02	1,495 1,628 1.09	1,550 1,774 1.14	18,279 17,523 0.96
伊集院	有効求職 1,635 有効求人 1,418 求人倍率 0.87	1,632 1,290 0.79	1,631 1,264 0.77	1,559 1,259 0.81	1,549 1,263 0.82	1,511 1,475 0.98	1,537 1,579 1.03	1,481 1,559 1.05	1,441 1,633 1.13	1,494 1,392 0.93	1,480 1,523 1.03	1,561 1,519 0.97	18,511 17,174 0.93
指宿	有効求職 1,025 有効求人 914 求人倍率 0.89	1,007 756 0.75	1,012 747 0.74	994 809 0.81	1,013 814 0.80	1,027 835 0.81	1,045 991 0.95	1,071 1,069 1.00	1,030 1,099 1.07	853 1,038 1.22	855 969 1.13	911 1,098 1.21	11,843 11,139 0.94
始良地域	有効求職 5,396 有効求人 4,748 求人倍率 0.88	5,201 4,179 0.80	5,110 4,321 0.85	4,913 4,432 0.90	5,008 4,511 0.90	5,122 4,578 0.89	5,207 5,308 1.02	5,153 5,608 1.09	4,950 5,727 1.16	5,420 5,874 1.08	5,360 6,091 1.14	5,740 6,170 1.07	62,580 61,547 0.98
国分	有効求職 4,604 有効求人 4,084 求人倍率 0.89	4,437 3,571 0.80	4,347 3,723 0.86	4,166 3,809 0.91	4,264 3,867 0.91	4,365 3,879 0.89	4,445 4,582 1.03	4,403 4,850 1.10	4,243 4,971 1.17	4,688 5,081 1.08	4,722 5,203 1.10	5,074 5,270 1.04	53,758 52,890 0.98
大口	有効求職 792 有効求人 664 求人倍率 0.84	764 608 0.80	763 598 0.78	747 623 0.83	744 644 0.87	757 699 0.92	762 726 0.95	750 758 1.01	707 756 1.07	732 793 1.08	638 888 1.39	666 900 1.35	8,822 8,657 0.98
熊毛地域	有効求職 620 有効求人 629 求人倍率 1.01	696 585 0.84	788 542 0.69	777 544 0.70	721 572 0.79	658 607 0.92	653 630 0.96	631 705 1.12	579 671 1.16	591 676 1.14	597 766 1.28	642 800 1.25	7,953 7,727 0.97
奄美地域	有効求職 1,969 有効求人 1,405 求人倍率 0.71	1,745 1,237 0.71	1,709 1,196 0.70	1,731 1,207 0.70	1,719 1,282 0.75	1,708 1,242 0.73	1,738 1,320 0.76	1,652 1,423 0.86	1,576 1,457 0.92	1,585 1,539 0.97	1,795 2,047 1.14	1,922 2,122 1.10	20,849 17,477 0.84
県計	有効求職 33,018 有効求人 36,172 求人倍率 1.10	32,174 32,297 1.00	32,068 32,583 1.02	31,333 32,289 1.03	31,615 33,374 1.06	32,151 34,418 1.07	32,842 36,346 1.11	32,599 37,500 1.15	31,398 37,586 1.20	32,350 38,519 1.19	32,795 40,549 1.24	34,287 42,396 1.24	388,630 434,029 1.12

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島
始良地域・・・国分、大口

北薩地域・・・川内、出水、宮之城
熊毛地域・・・熊毛

大隅地域・・・鹿屋、大隅
奄美地域・・・名瀬

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

就業地別の求人数を用いた有効求人倍率(季節調整値) 令和3年3月

「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

→ 実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 鹿児島県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は1.22倍で受理地別の有効求人倍率(1.16倍)より0.06ポイント高い。

	① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率 ②／①	⑤ 就業地別 有効求人倍率 ③／①	⑥差 ⑤ － ④
令和2年 3月	30,517	35,840	38,176	1.17	1.25	0.08
4月	30,694	34,325	36,661	1.15	1.22	0.07
5月	30,915	34,157	36,010	1.12	1.19	0.07
6月	31,545	34,572	36,813	1.10	1.16	0.06
7月	32,195	35,340	37,475	1.10	1.17	0.07
8月	32,309	35,436	37,651	1.10	1.16	0.06
9月	32,687	35,948	38,069	1.10	1.17	0.07
10月	33,604	36,900	38,780	1.10	1.16	0.06
11月	34,148	37,148	39,022	1.10	1.15	0.05
12月	34,240	37,965	40,070	1.09	1.14	0.05
令和3年 1月	34,240	37,965	40,070	1.11	1.17	0.06
2月	32,880	37,653	39,655	1.15	1.21	0.06
3月	32,626	37,925	39,876	1.16	1.22	0.06

(資料出所)鹿児島労働局

- ※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
- ※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。
- ※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。
- ※ 1件の求人に複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人を割り当てて配分している。

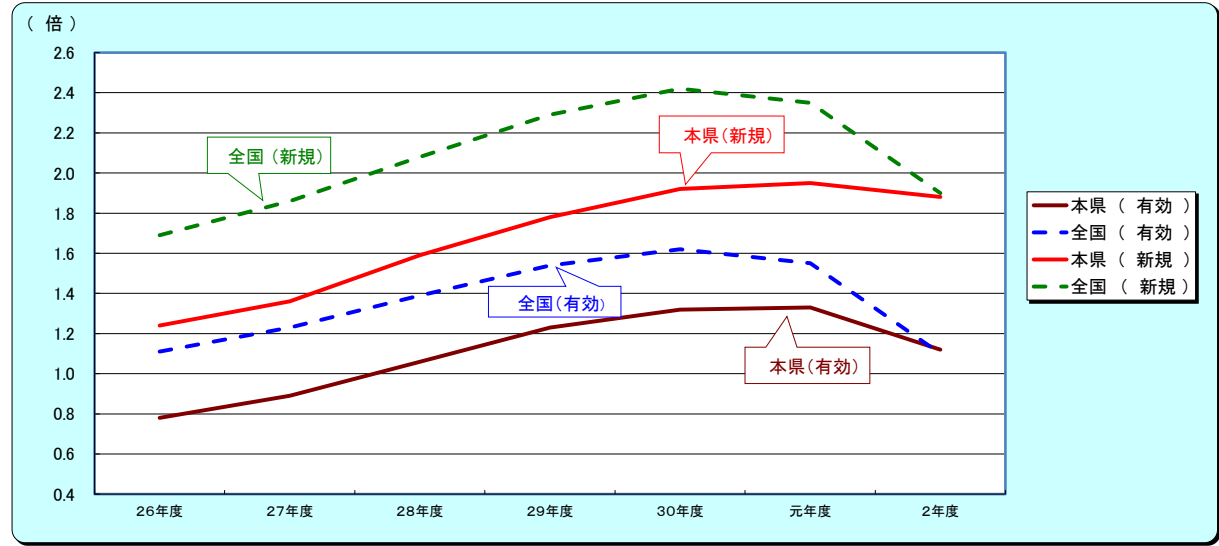
(参 考)

最近の雇用失業情勢 (令和2年度総括分)

概 況

鹿児島県の令和2年度平均の有効求人倍率は1.12倍となり、前年度を0.21ポイント下回った。
なお、全国の令和2年度平均の有効求人倍率は1.10倍となり、前年度を0.45ポイント下回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、 原数値)



		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
有効求人倍率	本県	0.78	0.89	1.06	1.23	1.32	1.33	1.12
	全国	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10
新規求人倍率	本県	1.24	1.36	1.59	1.78	1.92	1.95	1.88
	全国	1.69	1.86	2.08	2.29	2.42	2.35	1.90

2. 求人・求職の動き(パートを含む、原数値)

	30年度		元年度		2年度	
					() 内前年比(%)	
新規求人数	180,665	(2.5)	174,296	(▲ 3.5)	156,727	(▲ 10.1)
D 建設業	14,680	(1.1)	14,722	(0.3)	15,811	(7.4)
E 製造業	17,011	(▲ 3.8)	14,922	(▲ 12.3)	13,905	(▲ 6.8)
H 運輸業、郵便業	7,606	(▲ 1.5)	7,459	(▲ 1.9)	5,860	(▲ 21.4)
I 卸売業、小売業	27,498	(1.5)	25,213	(▲ 8.3)	22,388	(▲ 11.2)
M 宿泊業、飲食サービス業	13,995	(▲ 3.7)	11,998	(▲ 14.3)	8,013	(▲ 33.2)
P 医療、福祉	51,038	(8.0)	53,272	(4.4)	50,093	(▲ 6.0)
R サービス業(他に分類されないもの)	20,288	(6.7)	17,731	(▲ 12.6)	14,780	(▲ 16.6)
有効求人数	503,081	(3.3)	495,364	(▲ 1.5)	434,029	(▲ 12.4)
新規求職者数	94,266	(▲ 4.7)	89,184	(▲ 5.4)	83,406	(▲ 6.5)
有効求職者数	380,236	(▲ 4.1)	372,055	(▲ 2.2)	388,630	(4.5)

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金

支給申請・決定状況：鹿児島労働局

2021. 4. 25 現在

業 種	申請件数 (決定件数)
飲 食 業	5,904 件 (5,732)
製 造 業	3,600 件 (3,497)
小 売 業	2,734 件 (2,652)
サービス業	1,935 件 (1,874)
宿 泊 業	1,788 件 (1,713)
道路旅客運送業等	1,051 件 (1,009)
建 設 業	962 件 (929)
卸 売 業	886 件 (857)
娛 楽 業	765 件 (748)
農 業・漁 業	232 件 (225)
その他	4,638 件 (4,468)
計	24,495 件 (23,704)

※業種は日本標準産業分類による

コロナに負けるな！

新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響

新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響については

「解雇等見込み労働者数」として労働局及びハローワークに寄せられた相談・報告を基に集計しております。

集計を始めた令和2年2月1日からの累計として、毎週火曜日14時に前週の金曜日時点までに各ハローワークで把握した「解雇等見込み労働者数」を、厚生労働省のホームページにおいて発表しています。

ハローワークでは事業所から解雇・雇い止めなどにより離職した方々を支援するために、当該離職者の雇い入れを希望する事業主に積極的に紹介します。

また、住居・生活等に関する相談も、専門相談アドバイザーが、就職、住居・生活まで、自治体の担当者とも連携しつつ一体的に支援を行います。

《参考》

4月23日現在 解雇等見込み者数 1, 349人
(全国 102, 153人)

【備考】 R2.5/25~R3.4/23

1, 109人 (うち非正規 499人)

報道関係者 各位

令和3年4月26日

【照会先】

鹿児島労働局職業安定部 訓練室

室 長 内野 和久（内線 120）

係 長 川越 大輔（内線 121）

電 話 099-219-8711

高校生の就職内定率 99.4% 昨年度と同水準

県内就職内定割合 56.8%で増加

～令和3年3月新規高等学校卒業者職業紹介状況（令和3年3月末現在）～

鹿児島労働局（局長 三輪 宗文）では、令和3年3月新規高等学校卒業者の求人・求職状況などの把握のための調査を行い、令和3年3月末現在の状況を取りまとめましたので公表します。

【結果の概要】

- 就職内定率 99.4% 対前年同月同ポイント
- 県内就職内定割合 56.8% 同 3.3 ポイント増 ※1
- 就職内定者数 3,417 人 同 15.2%（614 人）減（県内 1,941 人、県外 1,476 人） ※2

【参考】

- 求人数 5,440 人 対前年同月から 11.5%（706 人）減※3
- 求職者数 3,439 人 同 15.2%（616 人）減 ※4
- 求人倍率 1.58 倍 同 0.06 ポイント増 ※5

※1. 県内就職内定割合は就職者全数に占める県内就職者の割合です。

※2. 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

※3. 求人数は、鹿児島県内で受理したものを計上しています。

※4. 求職者数は、学校やハローワークからの職業紹介を希望する生徒です。

※5. 求人倍率は、厚生労働省本省発表にあわせて全求職者と県内求人により算出しています。

鹿児島労働局では、未内定卒業者に対し、今後も引き続き学校関係機関と連携し、新卒応援ハローワークをはじめ県内各ハローワーク利用の呼びかけをより強化し、1日でも早く就職できるよう、就職支援ナビゲーターを中心とした個別支援を継続します。

また、就職活動の長期化や内定が得られないことによる心理的負担の軽減が必要な者に対し、鹿児島新卒応援ハローワークの臨床心理士による心理的ケアを実施する、各種スキルの習得が早期就職に有効と判断される者に対して、ハロートレーニング（公的職業訓練）の活用を勧める等、各ハローワークでは、個別事情に応じ、未内定卒業者が抱える事情・課題に寄り添い支援していきます。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職の状況

〈 令 和 3 年 3 月 卒 業 者 〉

鹿児島労働局

区 分	令和3年3月末現在			前年同月			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求 人 数	5,440			6,146			▲706	▲11.5%
2 求 職 者 数	3,439	1,921	1,518	4,055	2,262	1,793	▲616	▲15.2%
う ち 県 内 (1)	1,959	1,003	956	2,175	1,054	1,121	▲216	▲9.9%
う ち 県 外	1,480	918	562	1,880	1,208	672	▲400	▲21.3%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【 (1) / 2 】	57.0%	52.2%	63.0%	53.6%	46.6%	62.5%	—	3.4P
3 求 人 倍 率 【 1 / 2 】	1.58			1.52			—	0.06P
4 就 職 内 定 者 数	3,417	1,910	1,507	4,031	2,251	1,780	▲614	▲15.2%
う ち 県 内 (2)	1,941	994	947	2,155	1,043	1,112	▲214	▲9.9%
う ち 県 外	1,476	916	560	1,876	1,208	668	▲400	▲21.3%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【 (2) / 4 】	56.8%	52.0%	62.8%	53.5%	46.3%	62.5%	—	3.3P
5 就 職 内 定 率 【 4 / 2 】	99.4%	99.4%	99.3%	99.4%	99.5%	99.3%	—	0.0P
う ち 県 内	99.1%	99.1%	99.1%	99.1%	99.0%	99.2%	—	0.0P
う ち 県 外	99.7%	99.8%	99.6%	99.8%	100.0%	99.4%	—	▲0.1P
6 就 職 未 内 定 者 数 【 2 - 4 】	22	11	11	24	11	13	▲2	▲8.3%

*求人数は、県内のハローワークで受理した求人数です。

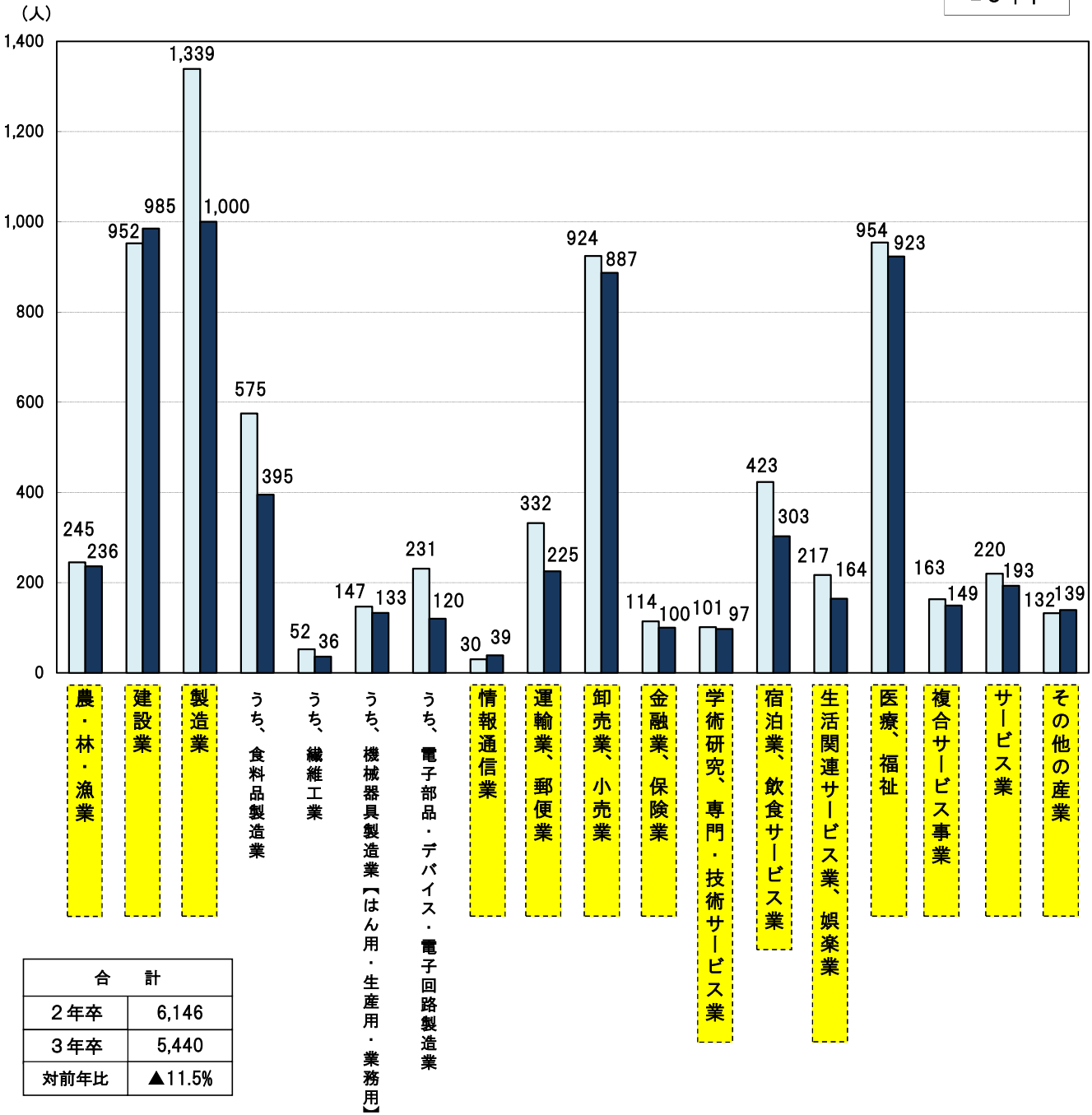
*求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

*就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

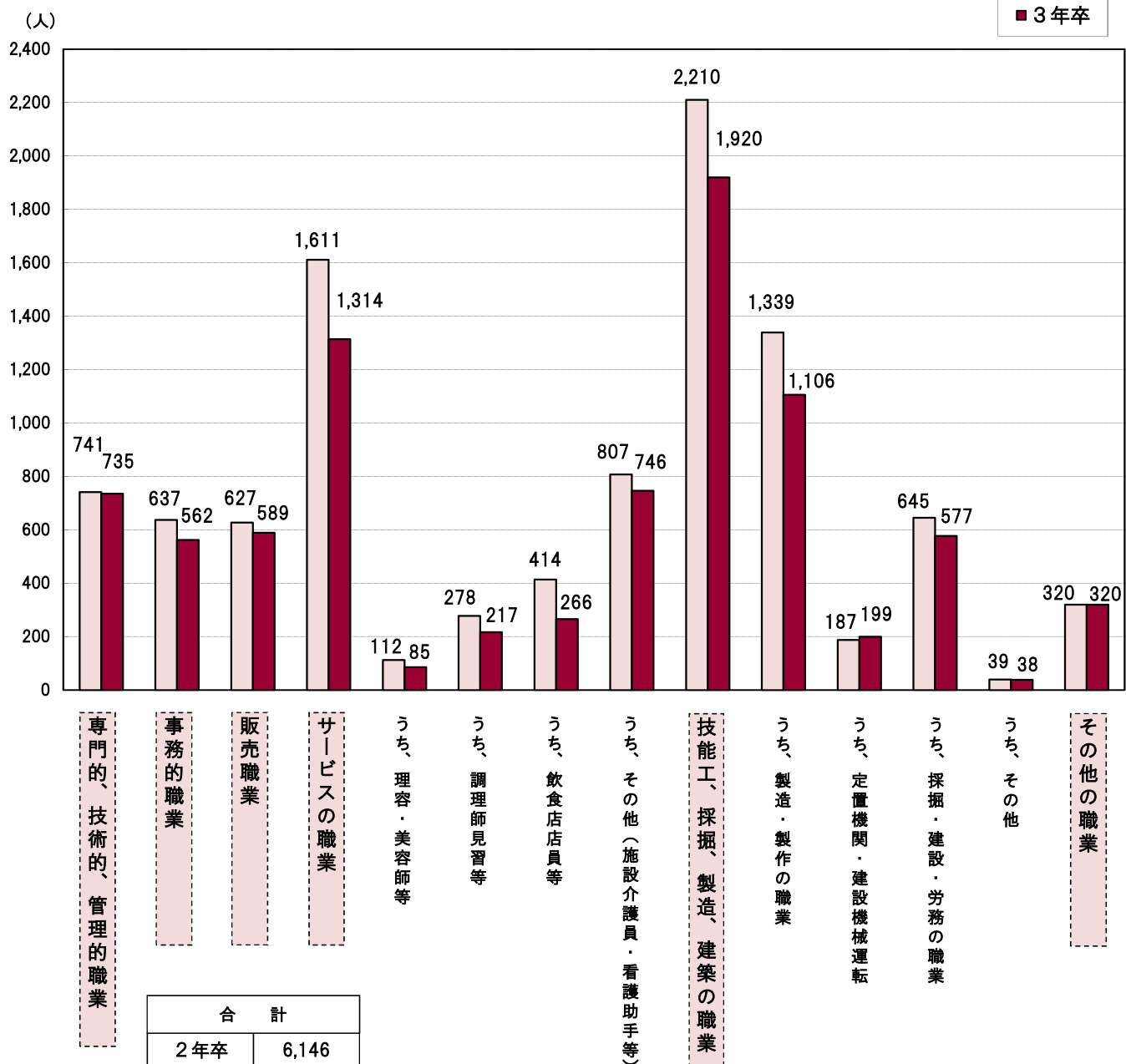
高校 県内求人受理状況（産業別） 各年3月末現在

□ 2 年卒
■ 3 年卒



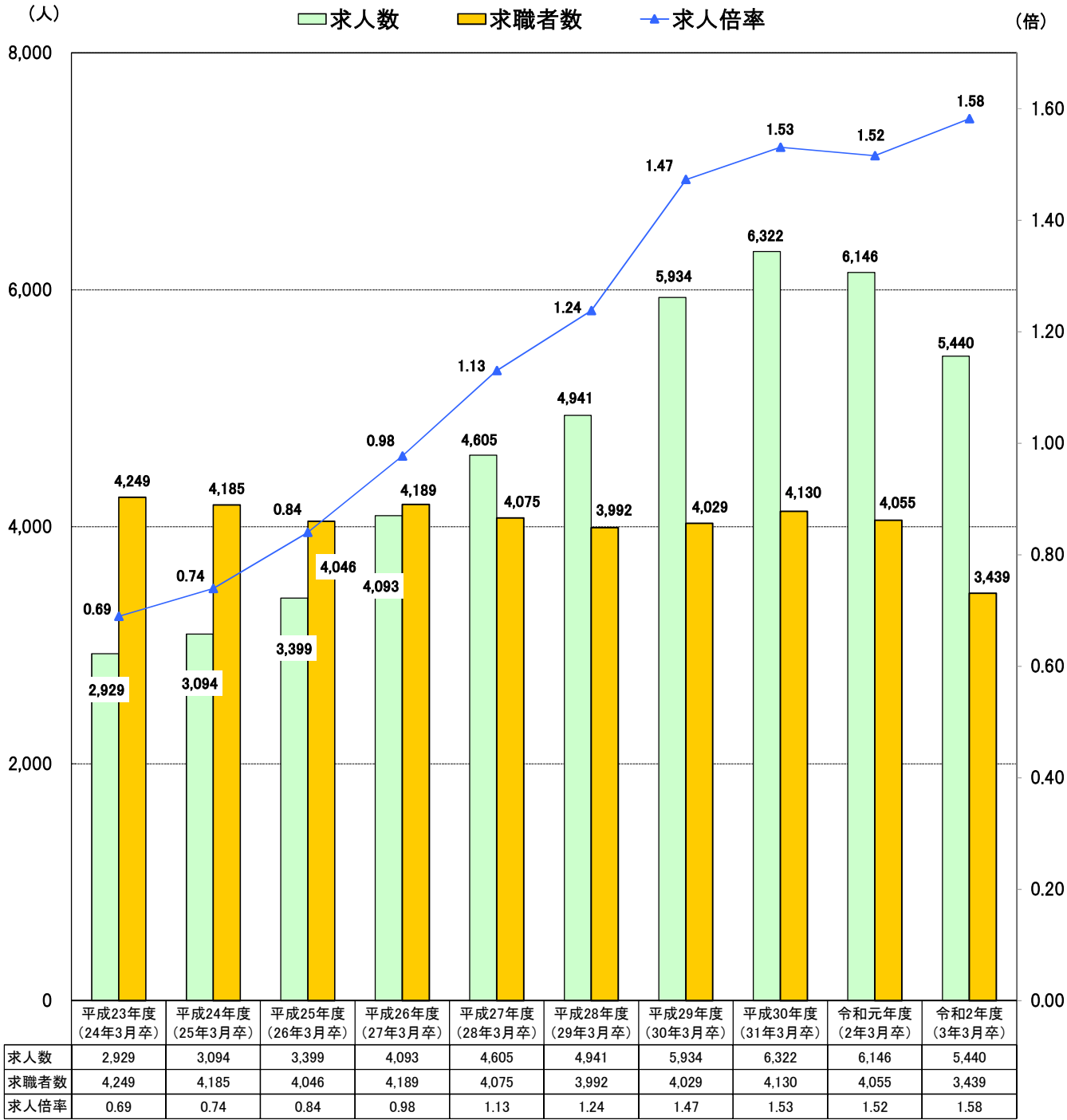
高校 県内求人受理状況（職業別）各年3月末現在

□ 2年卒
■ 3年卒



合 計	
2年卒	6,146
3年卒	5,440
対前年比	▲11.5%

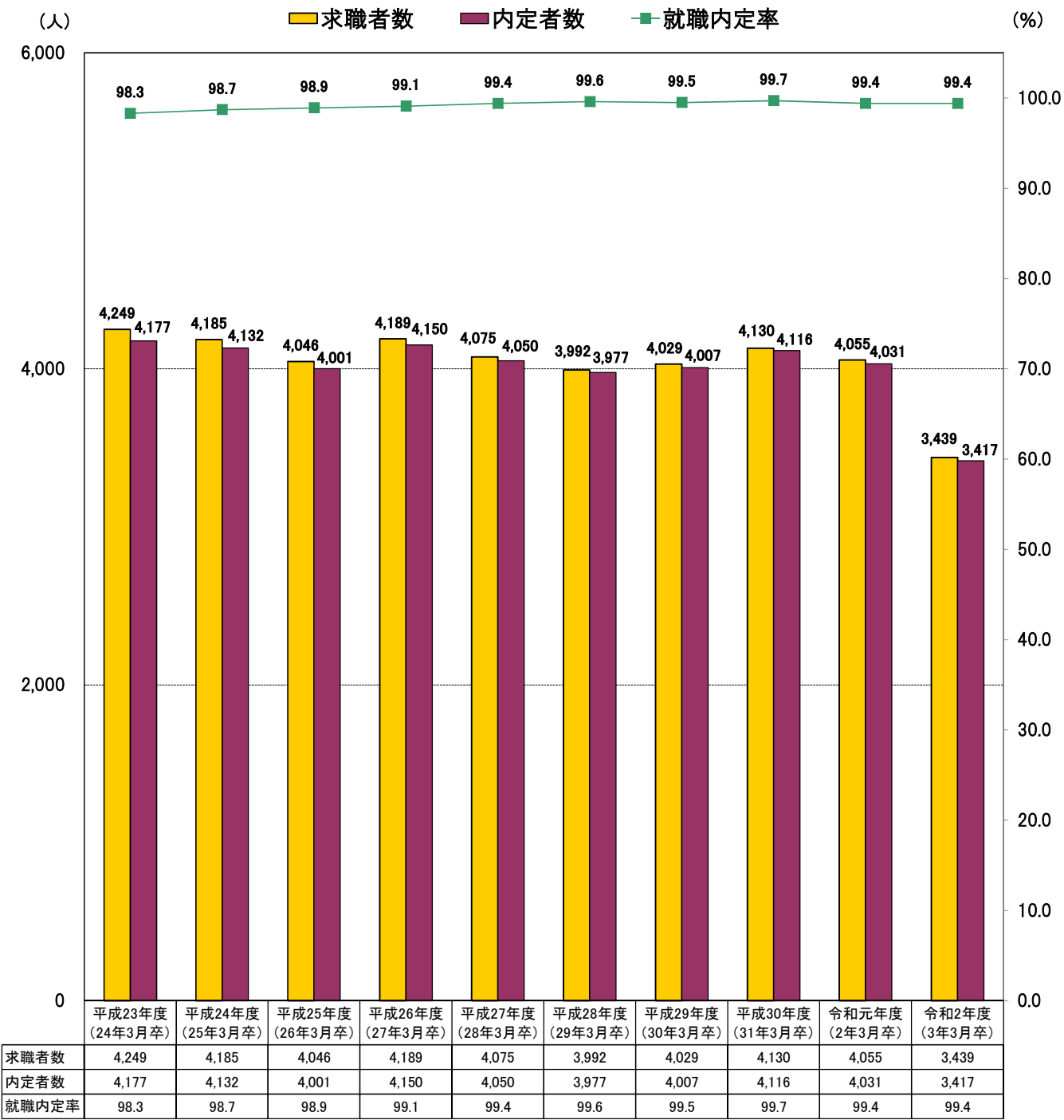
高校新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年3月末現在）



* 求人数は、県内のハローワークで受理した求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

高校新卒者の求職者数・就職内定者数・就職内定率の推移（各年3月末現在）



* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

* 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。



報道関係者 各位

令和3年4月26日

【照会先】

鹿児島労働局職業安定部 訓練室

室 長 内野 和久（内線120）

係 長 川越 大輔（内線121）

電 話 099-219-8711

令和3年3月新規大学等卒業者職業紹介状況（令和3年3月末現在）

鹿児島労働局（局長 三輪 宗文）では、令和3年3月新規大学等卒業者の求人・求職状況などの把握のための調査を行い、令和3年3月末現在の状況を取りまとめましたので公表します。

【就職内定率の概要】

【大学（6大学）】

○ 県内、県外を合わせた就職内定率は94.9% 対前年同月から1.5ポイント減

【短期大学（4短期大学）】

○ 県内、県外を合わせた就職内定率は98.7% 対前年同月から0.5ポイント増

鹿児島労働局では、未内定卒業者に対し、大学等関係機関と連携しハローワークの就職支援ナビゲーターによる支援（大学等の協力により把握した未内定者への電話による来所勧奨や求人情報の送付など）を継続するとともに、就職活動についてのアドバイスや希望に沿った求人情報の提供などの個別支援を徹底し、1日でも早い就職を目指します。

さらに、臨床心理士による相談、ハロートレーニング（公的職業訓練）の活用等、各ハローワークでは、個別事情に応じ、未内定卒業者が抱える事情・課題に寄り添い“就職をあきらめさせない、一人にさせない”支援に取り組んでまいります。

新規大学卒業者の求人・求職・就職の状況

〈 令和 3 年 3 月 卒 業 者 〉

鹿児島労働局

区 分	令和3年3月末現在			前 年 同 月			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求 人 数	4,493			4,541			▲48	▲1.1%
2 求 職 者 数	1,676	947	729	1,769	962	807	▲93	▲5.3%
う ち 県 内 (1)	793	426	367	820	420	400	▲27	▲3.3%
う ち 県 外	883	521	362	949	542	407	▲66	▲7.0%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【 (1) / 2 】	47.3%	45.0%	50.3%	46.4%	43.7%	49.6%	—	0.9P
3 求 人 倍 率 【 1 / 2 】	2.68			2.57			—	0.11P
4 就 職 内 定 者 数	1,591	887	704	1,706	924	782	▲115	▲6.7%
う ち 県 内 (2)	759	404	355	795	410	385	▲36	▲4.5%
う ち 県 外	832	483	349	911	514	397	▲79	▲8.7%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【 (2) / 4 】	47.7%	45.5%	50.4%	46.6%	44.4%	49.2%	—	1.1P
5 就 職 内 定 率 【 4 / 2 】	94.9%	93.7%	96.6%	96.4%	96.0%	96.9%	—	▲1.5P
う ち 県 内	95.7%	94.8%	96.7%	97.0%	97.6%	96.3%	—	▲1.3P
う ち 県 外	94.2%	92.7%	96.4%	96.0%	94.8%	97.5%	—	▲1.8P
6 就 職 未 内 定 者 数 【 2 - 4 】	85	60	25	63	38	25	22	34.9%

(参考)

この公表データは、鹿児島労働局管内の大学6校が、各月末時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめており、報告のない学生や連絡の取れない学生などは未内定として計上しています。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査としており、調査時点ごとに、電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。また、自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

新規短大卒業者の求人・求職・就職の状況

〈 令和 3 年 3 月 卒 業 者 〉

鹿児島労働局

区 分	令和3年3月末現在			前 年 同 月			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求 人 数	2,391			2,449			▲58	▲2.4%
2 求 職 者 数	677	15	662	708	18	690	▲31	▲4.4%
う ち 県 内 (1)	582	11	571	572	16	556	10	1.7%
う ち 県 外	95	4	91	136	2	134	▲41	▲30.1%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【 (1) / 2 】	86.0%	73.3%	86.3%	80.8%	88.9%	80.6%	—	5.2P
3 求 人 倍 率 【 1 / 2 】	3.53			3.46			—	0.07P
4 就 職 内 定 者 数	668	15	653	695	18	677	▲27	▲3.9%
う ち 県 内 (2)	574	11	563	559	16	543	15	2.7%
う ち 県 外	94	4	90	136	2	134	▲42	▲30.9%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【 (2) / 4 】	85.9%	73.3%	86.2%	80.4%	88.9%	80.2%	—	5.5P
5 就 職 内 定 率 【 4 / 2 】	98.7%	100.0%	98.6%	98.2%	100.0%	98.1%	—	0.5P
う ち 県 内	98.6%	100.0%	98.6%	97.7%	100.0%	97.7%	—	0.9P
う ち 県 外	98.9%	100.0%	98.9%	100.0%	100.0%	100.0%	—	▲1.1P
6 就 職 未 内 定 者 数 【 2 - 4 】	9	0	9	13	0	13	▲4	▲30.8%

(参考)

この公表データは、鹿児島労働局管内の短期大学4校が、各月末時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめており、報告のない学生や連絡の取れない学生などは未内定として計上しています。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査としており、調査時点ごとに、電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。また、自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

新規高等専門学校卒業者の求人・求職・就職の状況

〈 令和 3 年 3 月 卒 業 者 〉

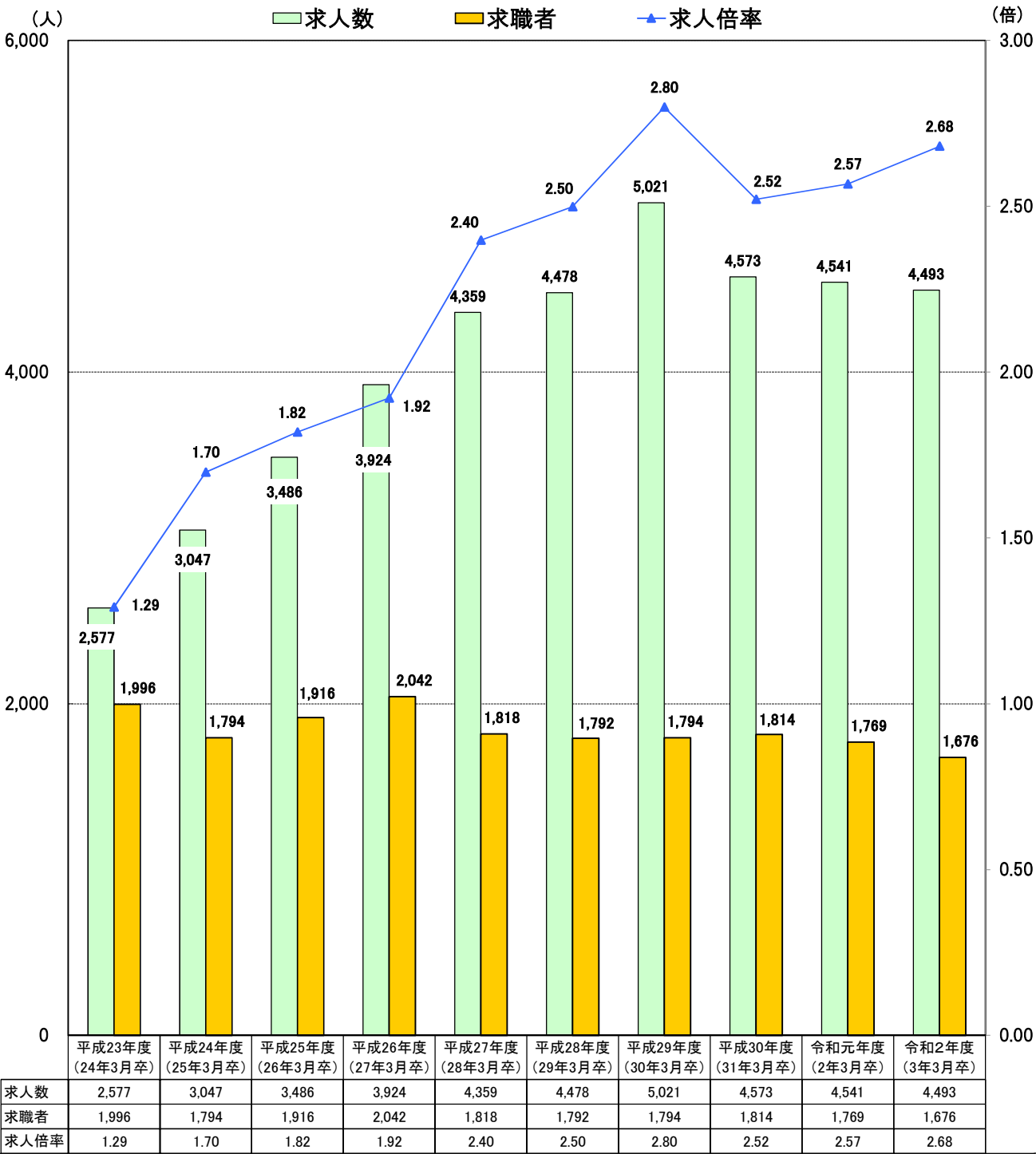
鹿児島労働局

区 分	令和3年3月末現在			前 年 同 月			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求 人 数	241			231			10	4.3%
2 求 職 者 数	133	120	13	122	106	16	11	9.0%
う ち 県 内 (1)	15	13	2	22	20	2	▲7	▲31.8%
う ち 県 外	118	107	11	100	86	14	18	18.0%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【 (1) / 2 】	11.3%	10.8%	15.4%	18.0%	18.9%	12.5%	—	▲6.7P
3 求 人 倍 率 【 1 / 2 】	1.81			1.89			—	▲0.08P
4 就 職 内 定 者 数	133	120	13	122	106	16	11	9.0%
う ち 県 内 (2)	15	13	2	22	20	2	▲7	▲31.8%
う ち 県 外	118	107	11	100	86	14	18	18.0%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【 (2) / 4 】	11.3%	10.8%	15.4%	18.0%	18.9%	12.5%	—	▲6.7P
5 就 職 内 定 率 【 4 / 2 】	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	0.0P
う ち 県 内	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	0.0P
う ち 県 外	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	0.0P
6 就 職 未 内 定 者 数 【 2 - 4 】	0	0	0	0	0	0	0	

(参考)

この公表データは、鹿児島労働局管内の高等専門学校1校が、各月末時点で学生からの報告等により把握している内定状況等を取りまとめたものです。本調査は大学等の協力により可能な範囲で把握した数字を取りまとめしており、報告のない学生や連絡の取れない学生などは未内定として計上しています。なお、厚生労働省及び文部科学省が公表している「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」は抽出調査としており、調査時点ごとに、電話・面接等の方法により抽出した学生全員に対して学校を通じて内定状況を確認した結果であり、調査方法が異なることから、この調査と直接数値を比較できるものではありません。また、自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

大学新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年3月末現在）

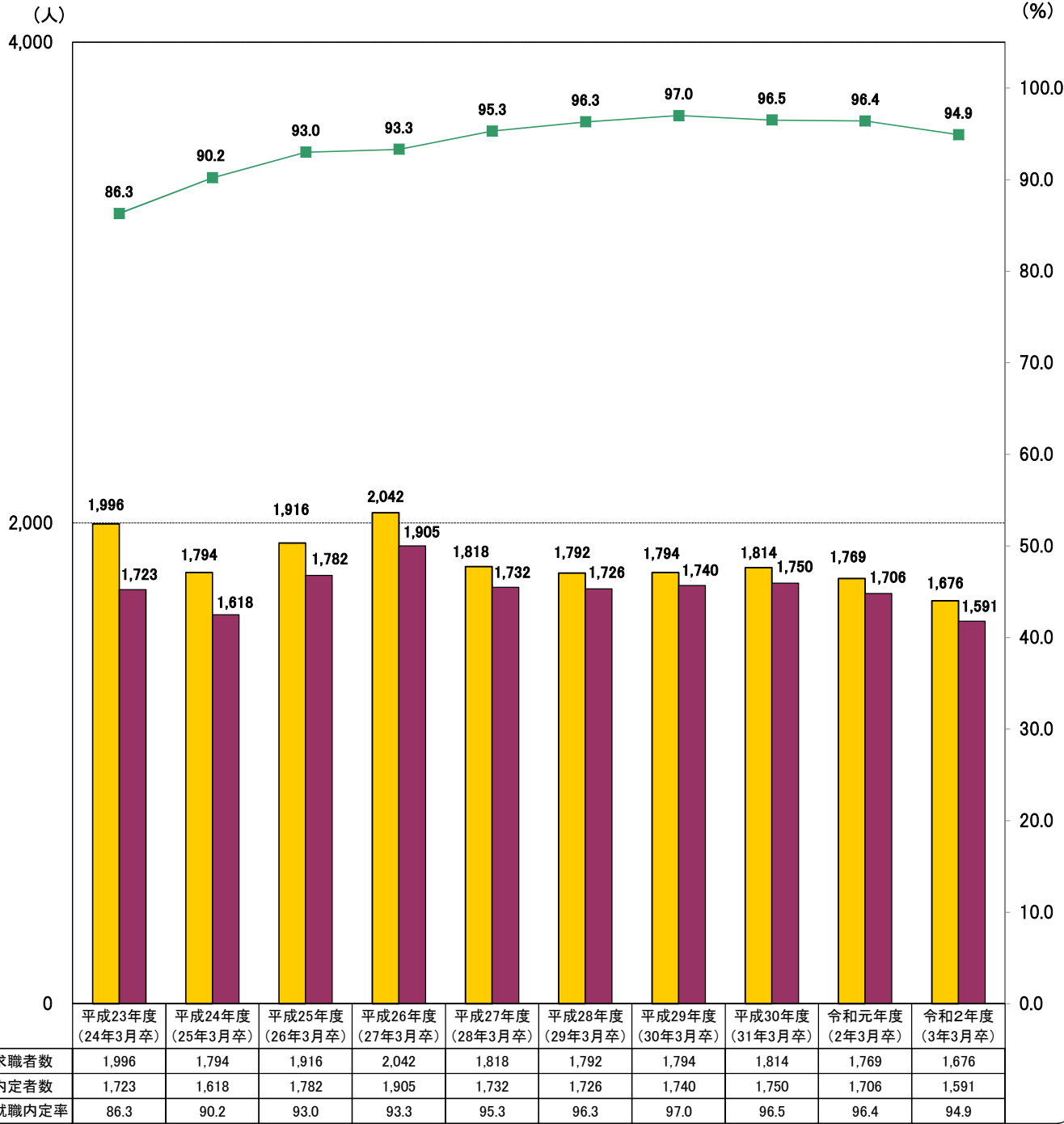


* 求人数は、各大学等が受理した県内求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

大学新卒者の求職者数・就職内定者数・就職内定率の推移（各年3月末現在）

求職者数 内定者数 就職内定率

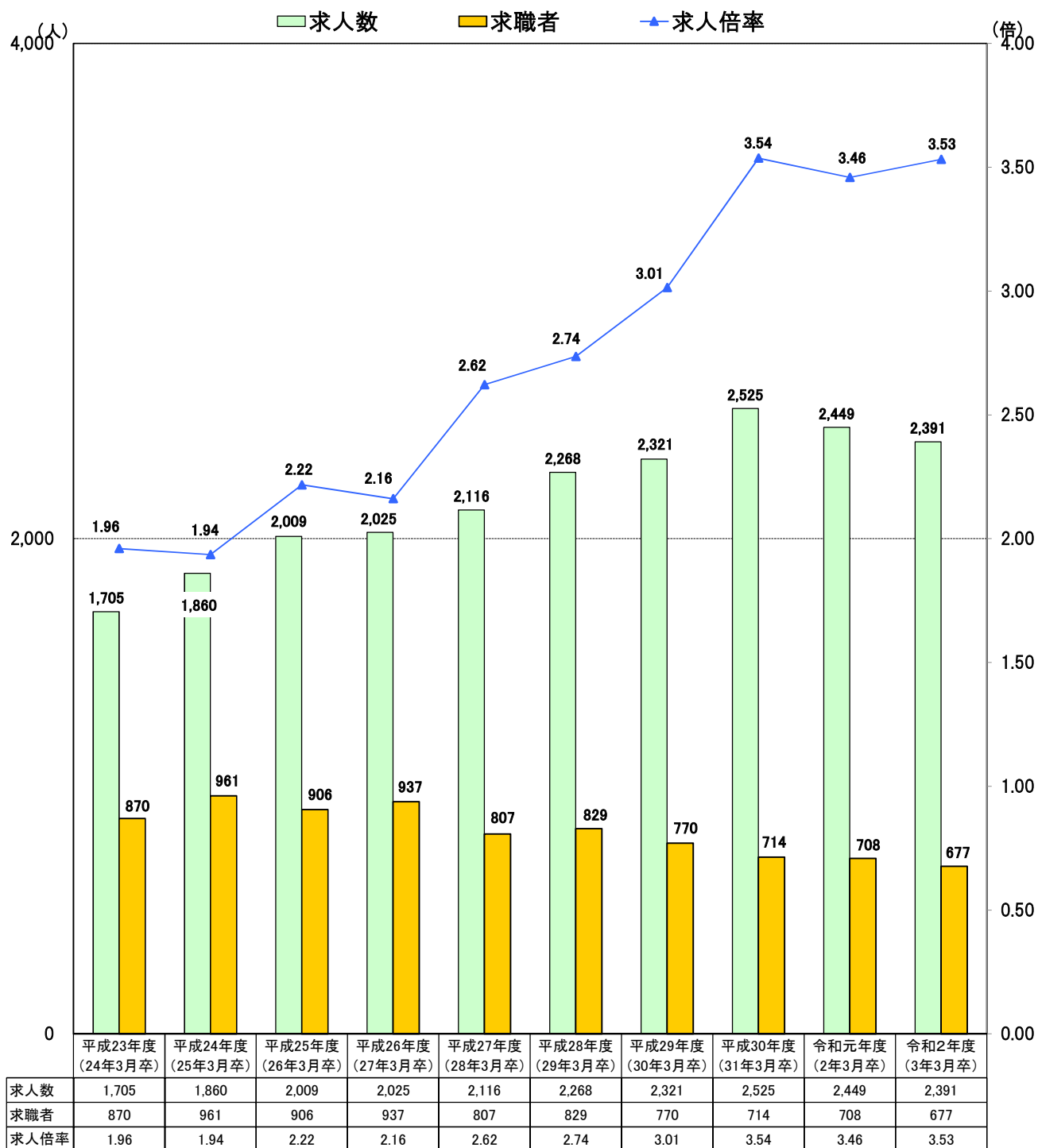


* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

* 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した学生の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

短大新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年3月末現在）

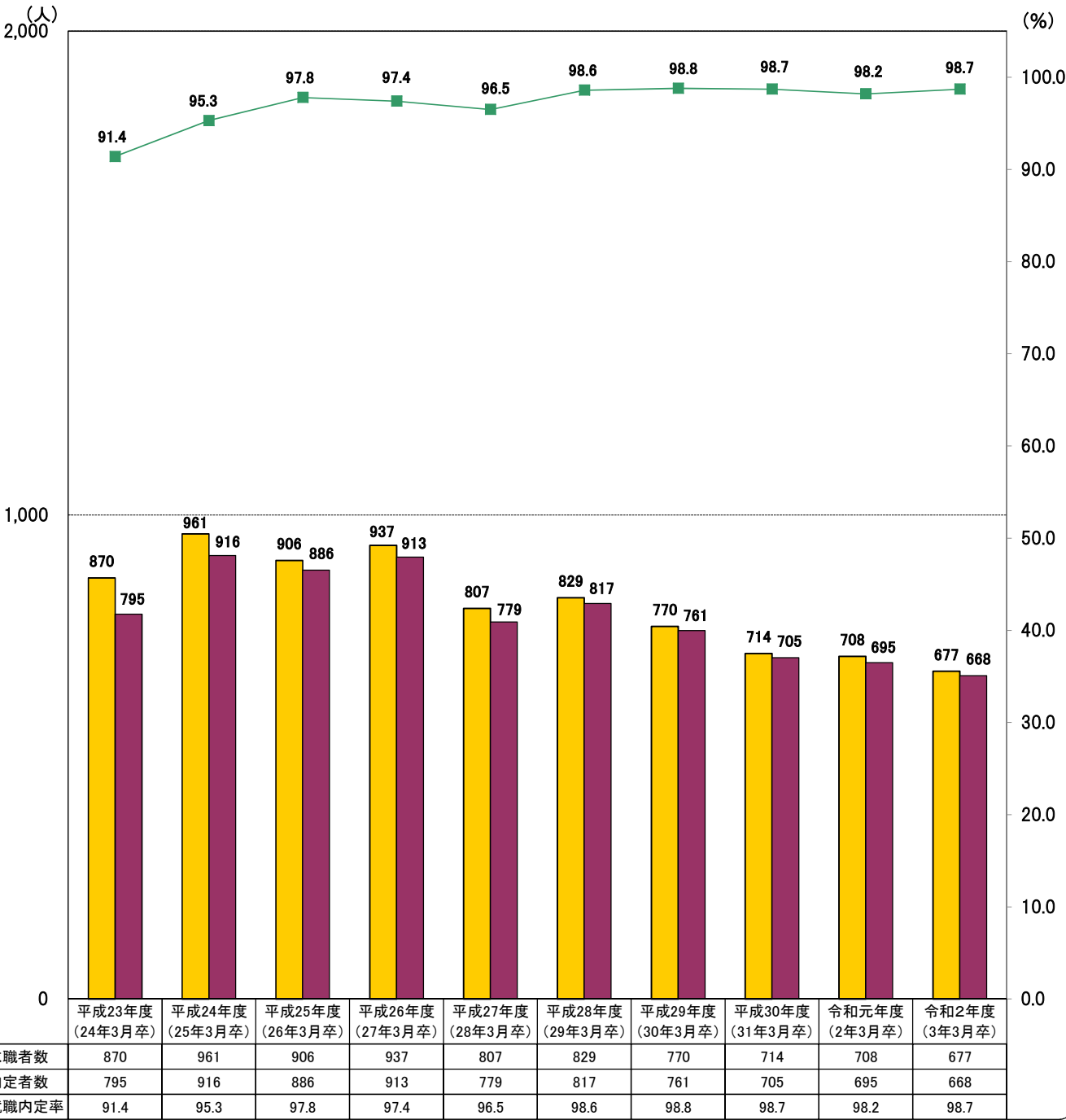


* 求人数は、各大学等が受理した県内求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

短大新卒者の求職者数・就職内定者数・就職内定率の推移（各年3月末現在）

■ 求職者数 ■ 内定者数 ■ 就職内定率



* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する学生の状況です。

* 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した学生の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

令和 2 年における労働災害発生状況 (確定)

休業4日以上之死傷者数	2,100 人	対前年比	4.5%	増加
死亡者数	14 人	対前年比	6.7%	減少

- ・ 第 13 次労働災害防止計画 (以下、13 次防という。) の取組強化及び鹿児島労働局独自対策 (チェスト! 緊急ゼロ災運動) の実施
- ・ 労働災害防止団体、業界団体との緊密な連携
- ・ 第 13 次労働災害防止計画の重点業種並びに災害が増加している建設業、製造業、林業、陸上貨物運送事業、第三次産業 (小売業・社会福祉施設及び飲食店) に対する個別指導の実施

令和 2 年における業種別労働災害発生状況を取りまとめましたので発表します。

令和 2 年の鹿児島県内の労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、対前年比で 90 人 (4.5%) 増加して 2,100 人となり、2 年連続で 2,000 人を超え、13 次防の目標を達成できないばかりか、平成 10 年当時の 2,106 に迫る水準となっています。また、死亡者数は、対前年比で 1 人 (6.7%) 減少の 14 人で、13 次防の目標である毎年 15 人以下は何とか達成できているものの、下げ止まっているような状況である。

業種別の死傷者数は、医療保健業 (対前年比+44 人)、社会福祉施設 (同+31 人) などの保健衛生業 (対前年比+80 人) の増加が一番著しく、次いで、製造業全体では減少しているものの、機械器具製造業 (同+21 人)、陸上貨物運送事業 (同+12 人)、死亡者数は、製造業 2 人 (同±0 人)、建設業 3 人 (同-3 人)、陸上貨物運送事業 2 人 (同+1 人)、林業 2 人 (同+1 人)、商業 3 人 (同+2 人) などとなっています。

また、年齢別における被災状況については、60 歳以上の被災者が最も多く 31.3%、50 歳以上では 55.7%を占めています。

令和 3 年は、第 13 次労働災害防止計画の 4 年目となりますが、急増する労働災害に歯止めをかけ、減少に転じさせるため、緊急的かつ重点的取組として、本年 4 月 20 日から 12 月 31 日までを「鹿児島労働局労働災害防止対策 (チェスト! 緊急ゼロ災運動)」期間に定め、県下の各事業者及び関係団体等と連携し、労働災害防止対策への重点的な取組の促進を広く働きかけ、特に高齢労働者対策等を始めとする一層の労働災害防止対策の強化を図ってまいります。

令和2年（確定値）
業種別死傷災害発生状況 及び 第13次労働災害防止計画（13次防）進捗状況

【※13次防対象期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日】

【※13次防目標値：平成29年に比較して 2022年までに死傷災害5%減（各年目標は年1%減の累積値） 死亡災害各年25%減】

鹿児島労働局

業種別 死傷災害発生状況									13次防目標値 進捗状況						
業種	年	令和2年		令和元年		対前年増減数		対前年増減率		令和2年 目標値		対目標値 増減数		対目標値 増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	(死傷者数の目標値は平成29年確定 値の3%減、死亡者数の目標値は同 25%減の数値としている)					
										死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		2100	14	2010	15	90	-1	4.5%	-6.7%	1902	15	198	-1	10.4%	-6.7%
1 製造業		378	2	385	2	-7	0	-1.8%	0.0%	366	1	12	1	3.3%	150.0%
1 食料品製造業		211		224	1	-13	-1	-5.8%	-100.0%	229	1	-18	-1	-7.9%	-100.0%
4 木材・木製品製造業		20		32		-12	0	-37.5%		25		-5		-20.0%	
9 窯業土石製品製造業		19		15	1	4	-1	26.7%	-100.0%	18		1		5.6%	
11～12 金属製品製造業		27	1	32		-5	1	-15.6%		29		-2		-6.9%	
13～15 機械器具製造業		45		24		21	0	87.5%		20		25		125.0%	
上記以外の製造業		56	1	58		-2	1	-3.4%		44		12		27.3%	
2 鉱業		3	0	2	0	1	0	50.0%		6	0	-3	0	-50.0%	
3 建設業		305	3	312	6	-7	-3	-2.2%	-50.0%	303	7	2	-4	0.7%	-57.1%
1 土木工事業		112	2	116	1	-4	1	-3.4%	100.0%	114	2	-2	1	-1.8%	33.3%
2 建築工事業		159	1	159	4	0	-3	0.0%	-75.0%	139	3	20	-2	14.4%	-66.7%
3 その他の建設業		34		37	1	-3	-1	-8.1%	-100.0%	49	2	-15	-2	-30.6%	-100.0%
4 運輸交通業		215	2	193	1	22	1	11.4%	100.0%	183	2	32	0	17.5%	-13.0%
1 鉄道・航空機業		7		7		0	0	0.0%		11		-4		-36.4%	
2 道路旅客運送業		14		6		8	0	133.3%		16		-2		-12.5%	
3 道路貨物運送業		194	2	178	1	16	1	9.0%	100.0%	156	2	38	1	24.4%	33.3%
4 その他の運輸交通業		0		2		-2	0	-100.0%		1		-1		-100.0%	
5 貨物取扱業		14	0	34	0	-20	0	-58.8%		31	1	-17	-1	-54.8%	-100.0%
1 陸上貨物取扱業		4		8		-4	0	-50.0%		10		-6		-60.0%	
2 港湾運送業		10		26		-16	0	-61.5%		21	1	-11	-1	-52.4%	-100.0%
6 農林業		104	2	104	2	0	0	0.0%	0.0%	100	1	4	1	4.0%	150.0%
1 農業		53		47	1	6	-1	12.8%	-100.0%	53		0		0.0%	
2 林業		51	2	57	1	-6	1	-10.5%	100.0%	47	1	4	1	8.5%	150.0%
7 畜産・水産業		101	1	101	0	0	1	0.0%		101	1	0	0	0.0%	25.0%
8 商業		269	3	280	1	-11	2	-3.9%	200.0%	243	1	26	2	10.7%	200.0%
1 卸売業		41		53	1	-12	-1	-22.6%	-100.0%	38		3		7.9%	
2 小売業		190	3	207		-17	3	-8.2%		178	1	12	2	6.7%	200.0%
3 理美容業		4		2		2	0	100.0%		3		1		33.3%	
4 その他の商業		34		18		16	0	88.9%		25		9		36.0%	
9 金融・広告業		18	0	15	0	3	0	20.0%		22	0	-4	0	-18.2%	
11 通信業		33	0	19	0	14	0	73.7%		17	0	16	0	94.1%	
12 教育・研究業		30	0	22	0	8	0	36.4%		19	0	11	0	57.9%	
13 保健衛生業		368	0	288	0	80	0	27.8%		273	0	95	0	34.8%	
1 医療保健業		158		114		44	0	38.6%		106		52		49.1%	
2 社会福祉施設		202		171		31	0	18.1%		161		41		25.5%	
3 その他の保健衛生業		8		3		5	0	166.7%		6		2		33.3%	
14 接客娯楽業		103	0	118	0	-15	0	-12.7%		112	0	-9	0	-8.0%	
1 旅館業		26		30		-4	0	-13.3%		26		0		0.0%	
2 飲食店		44		60		-16	0	-26.7%		58		-14		-24.1%	
3 その他の接客娯楽業		33		28		5	0	17.9%		27		6		22.2%	
上記以外の事業		159	1	137	3	22	-2	16.1%	-66.7%	126	1	33	0	26.2%	0.0%
10 映画・演劇業		0		0		0	0								
15 清掃・と畜業		76		78	2	-2	-2	-2.6%	-100.0%	68	1	8	-1	11.8%	-100.0%
16 官公署		2		1		1	0	100.0%		58		23	1	39.7%	
17 その他の事業		81	1	58	1	23	0	39.7%	0.0%	166	2	32	1	19.3%	33.3%
陸上貨物運送事業（4－3・5－1）		198	2	186	1	12	1	6.5%	100.0%	813	2	167	2	20.5%	100.0%
第三次産業（8～17）		980	4	879	4	101	0	11.5%	0.0%						

① 死傷者数は、令和2年12月末までに発生した労働災害の被災者を令和3年4月7日締めで集計したもの。
② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
⑤ 13次防目標値については1未満の端数値を四捨五入処理しているため、業種合計値ないし全産業合計値が一致しない場合があります。

令和2年（確定値） 業種別 事故の型別・年齢別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

事故の型別									年齢別					
業種	順位	令和2年	人数	割合	順位	令和元年	人数	割合		令和2年		令和元年		増減数
										人数	割合	人数	割合	
全産業	1	転倒	497	23.7%	1	転倒	442	22.0%	～19歳	42	2.0%	30	1.5%	12
	2	墜落・転落	410	19.5%	2	墜落・転落	367	18.3%	20歳～29歳	202	9.7%	223	11.1%	-21
	3	動作の反動・無理な動作	284	13.5%	3	動作の反動・無理な動作	276	13.7%	30歳～39歳	285	13.8%	312	15.5%	-27
	4	はさまれ・巻き込まれ	166	7.9%	4	はさまれ・巻き込まれ	240	11.9%	40歳～49歳	416	20.1%	351	17.5%	65
	5	切れ・こすれ	146	7.0%	5	切れ・こすれ	140	7.0%	50歳～59歳	506	24.4%	471	23.4%	35
									60歳～	649	31.3%	623	31.0%	26
製造業	1	転倒	109	28.8%	1	はさまれ・巻き込まれ	95	24.7%	～19歳	11	2.9%	5	1.3%	6
	2	墜落・転落	62	16.4%	2	転倒	73	19.0%	20歳～29歳	38	10.2%	54	14.0%	-16
	3	はさまれ・巻き込まれ	54	14.3%	3	墜落・転落	59	15.3%	30歳～39歳	54	14.4%	57	14.8%	-3
	4	切れ・こすれ	42	11.1%	4	切れ・こすれ	34	8.8%	40歳～49歳	78	20.9%	75	19.5%	3
	5	動作の反動・無理な動作	34	9.0%	5	動作の反動・無理な動作	26	6.8%	50歳～59歳	93	24.9%	72	18.7%	21
									60歳～	104	27.8%	122	31.7%	-18
建設業	1	墜落・転落	97	31.8%	1	墜落・転落	104	33.3%	～19歳	6	2.0%	6	1.9%	0
	2	飛来・落下	36	11.8%	2	切れ・こすれ	40	12.8%	20歳～29歳	34	11.3%	40	12.8%	-6
	3	転倒	29	9.5%	3	はさまれ・巻き込まれ	31	9.9%	30歳～39歳	47	15.6%	44	14.1%	3
	4	はさまれ・巻き込まれ	28	9.2%	4	転倒	29	9.3%	40歳～49歳	55	18.3%	54	17.3%	1
	5	切れ・こすれ	24	7.9%	5	飛来・落下	28	9.0%	50歳～59歳	56	18.6%	65	20.8%	-9
									60歳～	107	35.5%	103	33.0%	4
陸上貨物 運送事業	1	墜落・転落	61	30.8%	1	墜落・転落	57	30.6%	～19歳	2	1.0%	3	1.6%	-1
	2	動作の反動・無理な動作	37	18.7%	2	動作の反動・無理な動作	28	15.1%	20歳～29歳	14	7.1%	17	9.1%	-3
	3	転倒	24	12.1%	3	転倒	24	12.9%	30歳～39歳	25	12.7%	30	16.1%	-5
	4	激突	19	9.6%	4	はさまれ・巻き込まれ	19	10.2%	40歳～49歳	48	24.4%	38	20.4%	10
	5	交通事故（道路）	15	7.6%	5	激突	13	7.0%	50歳～59歳	71	36.0%	59	31.7%	12
									60歳～	38	19.3%	39	21.0%	-1
林業	1	激突され	20	39.2%	1	激突され	14	24.6%	～19歳			1	1.8%	
	2	墜落・転落	8	15.7%	2	切れ・こすれ	13	22.8%	20歳～29歳	6	12.0%	6	10.5%	0
	3	切れ・こすれ	7	13.7%	3	飛来・落下	9	15.8%	30歳～39歳	9	18.0%	10	17.5%	-1
	4	飛来・落下	4	7.8%	4	墜落・転落	8	14.0%	40歳～49歳	14	28.0%	12	21.1%	2
	5	はさまれ・巻き込まれ	3	5.9%	5	崩壊・倒壊	4	7.0%	50歳～59歳	12	24.0%	17	29.8%	-5
									60歳～	10	20.0%	11	19.3%	-1
第三次産業	1	転倒	297	30.3%	1	転倒	287	32.7%	～19歳	18	1.9%	11	1.3%	7
	2	動作の反動・無理な動作	186	19.0%	2	動作の反動・無理な動作	182	20.7%	20歳～29歳	85	8.8%	75	8.5%	10
	3	墜落・転落	149	15.2%	3	墜落・転落	108	12.3%	30歳～39歳	123	12.8%	130	14.8%	-7
	4	その他	70	7.1%	4	交通事故（道路）	77	8.8%	40歳～49歳	177	18.4%	135	15.4%	42
	5	交通事故（道路）	70	7.1%	5	はさまれ・巻き込まれ	47	5.3%	50歳～59歳	240	25.0%	219	24.9%	21
									60歳～	337	35.1%	309	35.2%	28
小売業	1	転倒	69	36.3%	1	転倒	63	30.4%	～19歳	5	2.7%	1	0.5%	4
	2	墜落・転落	36	18.9%	2	動作の反動・無理な動作	34	16.4%	20歳～29歳	18	9.6%	12	5.8%	6
	3	動作の反動・無理な動作	23	12.1%	3	墜落・転落	28	13.5%	30歳～39歳	16	8.5%	26	12.6%	-10
	4	交通事故（道路）	16	8.4%	4	交通事故（道路）	27	13.0%	40歳～49歳	18	9.6%	31	15.0%	-13
	5	切れ・こすれ	13	6.8%	5	切れ・こすれ	14	6.8%	50歳～59歳	43	22.9%	55	26.6%	-12
									60歳～	90	47.9%	82	39.6%	8
社会福祉施設	1	転倒	79	39.1%	1	動作の反動・無理な動作	65	38.0%	～19歳	1	0.5%	0	0.0%	1
	2	動作の反動・無理な動作	67	33.2%	2	転倒	55	32.2%	20歳～29歳	19	9.9%	19	11.1%	0
	3	墜落・転落	13	6.4%	3	墜落・転落	10	5.8%	30歳～39歳	31	16.2%	29	17.0%	2
	4	激突され	10	5.0%	4	その他	9	5.3%	40歳～49歳	33	17.3%	27	15.8%	6
	5	激突	9	4.5%	5	激突	6	3.5%	50歳～59歳	43	22.5%	36	21.1%	7
									60歳～	75	39.3%	60	35.1%	15
飲食店	1	転倒	14	31.8%	1	転倒	20	33.3%	～19歳	7	16.3%	9	15.0%	-2
	2	切れ・こすれ	9	20.5%	2	高温・低温の物との接触	11	18.3%	20歳～29歳	4	9.3%	6	10.0%	-2
	3	墜落・転落	7	15.9%	3	切れ・こすれ	10	16.7%	30歳～39歳	4	9.3%	9	15.0%	-5
	4	動作の反動・無理な動作	5	11.4%	4	動作の反動・無理な動作	4	6.7%	40歳～49歳	6	14.0%	6	10.0%	0
	5	高温・低温の物との接触	4	9.1%	5	墜落・転落	3	5.0%	50歳～59歳	13	30.2%	11	18.3%	2
									60歳～	10	23.3%	19	31.7%	-9

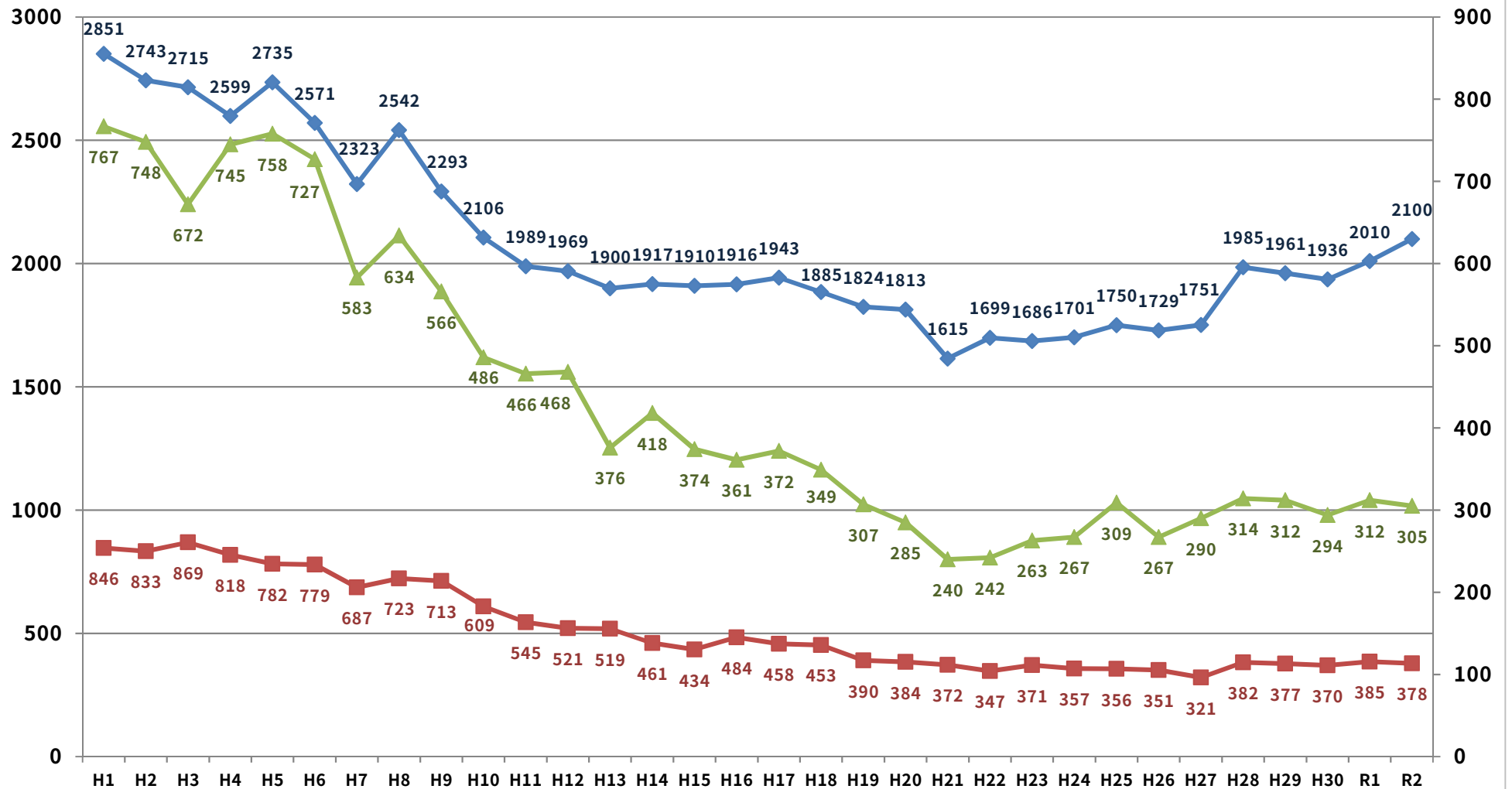
※事故の型別について・・・上位5位までの型のみを表示しています。

※表中の太字表記について・・・事故の型別は発生数の多い2つの型を、年齢別は全業種的に発生割合が高い50歳代以上を太字で表記しています。

労働災害発生状況の推移（鹿児島県）

平成元年～令和2年（死傷者数）

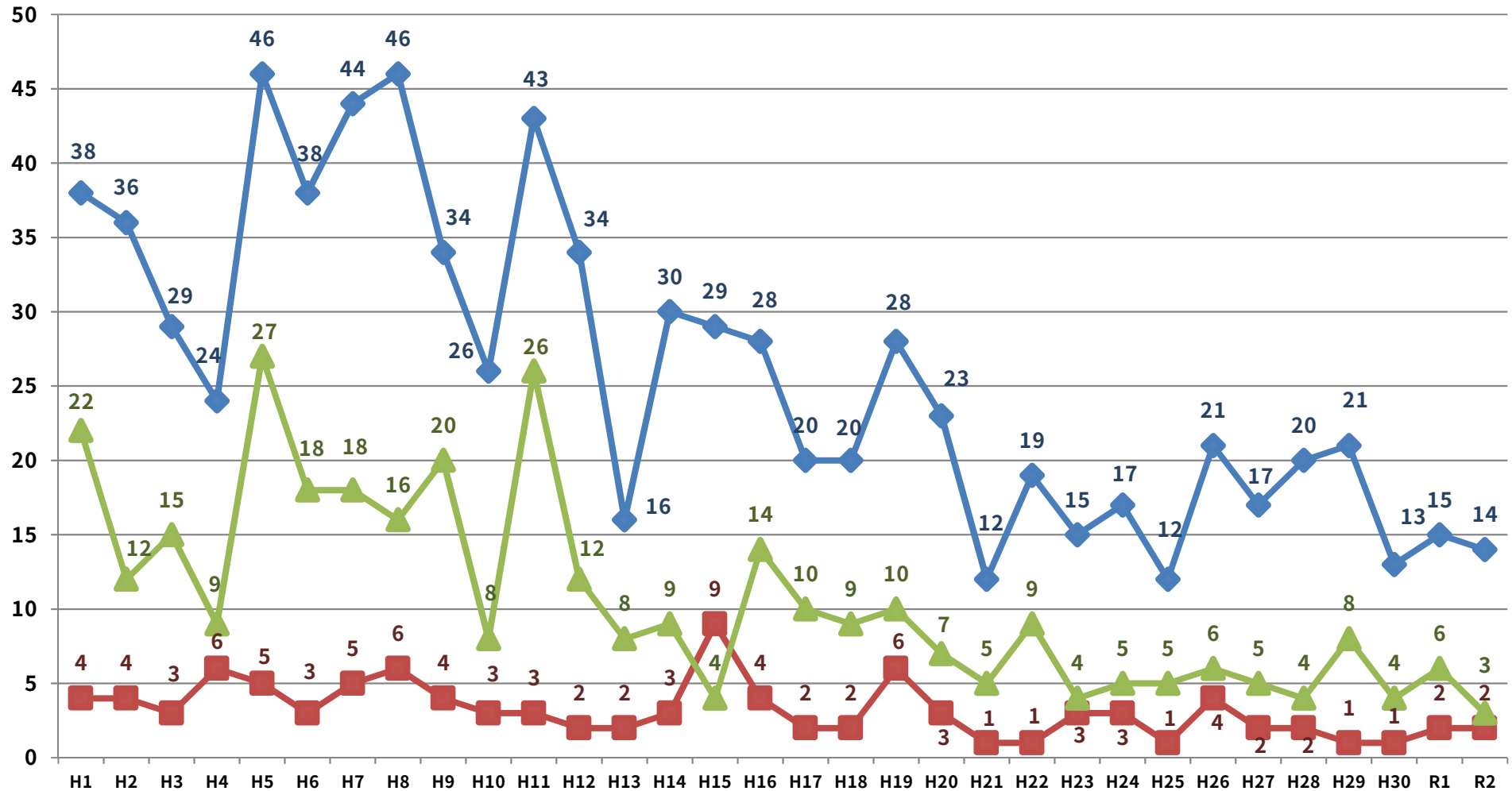
◆ 全産業 ■ 製造業 ▲ 建設業



労働災害発生状況の推移（鹿児島県）

平成元年～令和2年（死亡者数）

◆全産業 ■製造業 ▲建設業

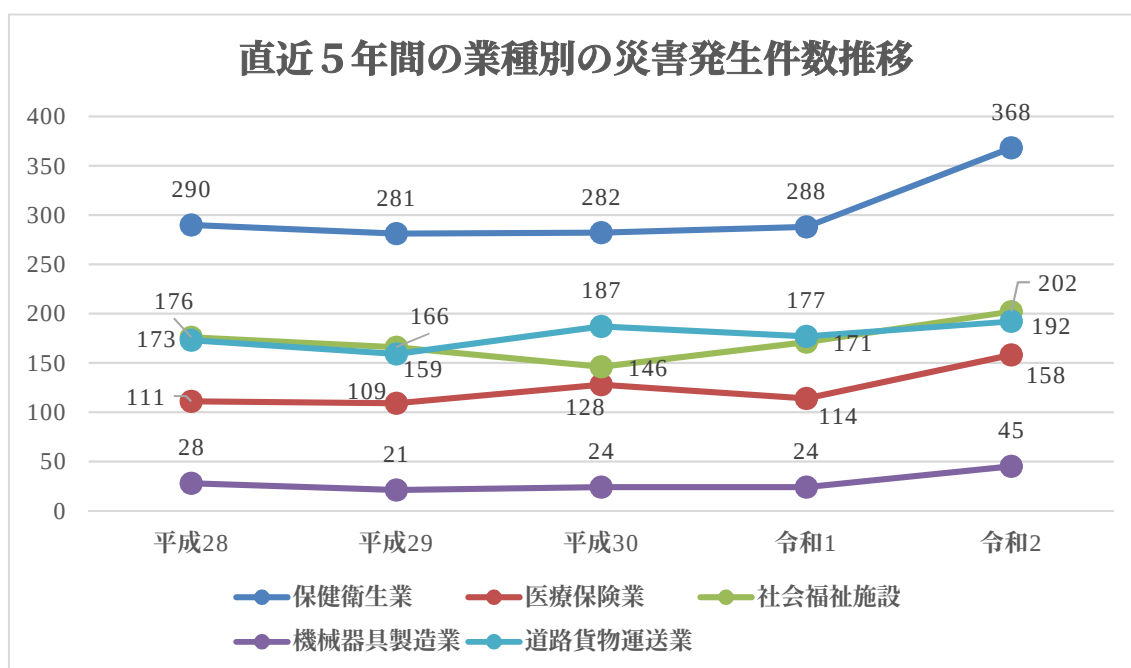


鹿児島県における令和2年の労働災害発生状況

— 現状分析 —

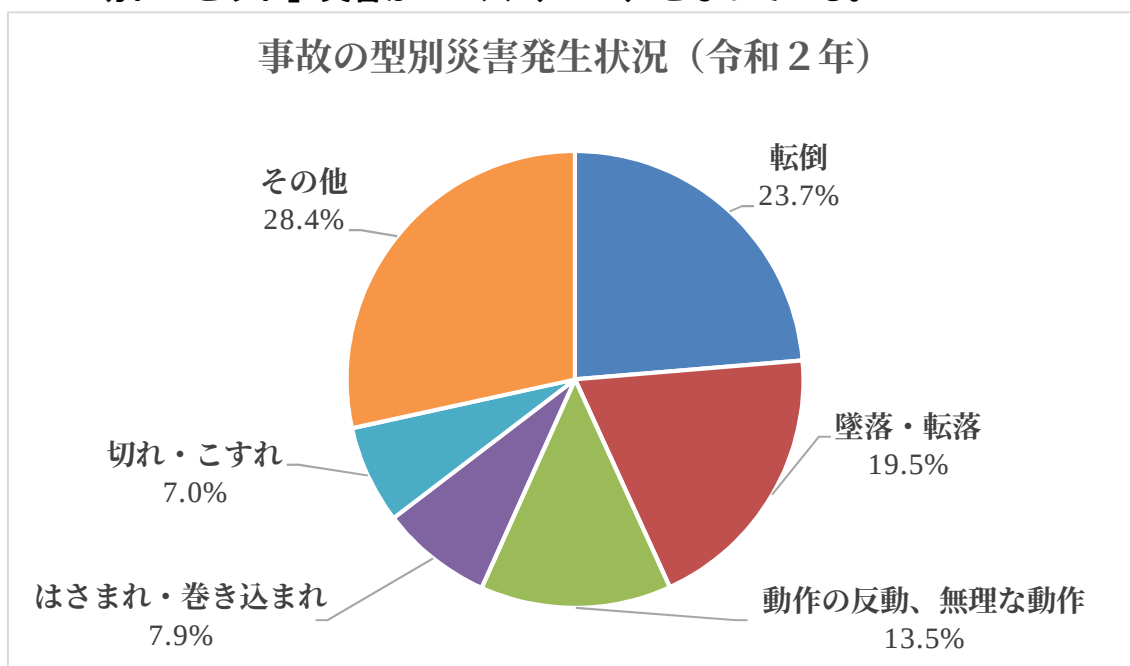
1 休業4日以上之死傷災害

- (1) 労働災害による休業4日以上之死傷者数は、長期的には減少しているものの、最少となった平成21年の1,615人を境に下げ止まりの感があり、最近はむしろ増加傾向にある。13次防におけるこれまでの3年間の状況は、初年度となる平成30年こそ目標を達成したものの、その後2年間は目標を達成することができず増加を続け、特に令和2年の死傷者数は、対前年比90人(4.5%)増の2,100人となり、新型コロナウイルス感染による影響はあるものの、2年連続で2,000人を超え、平成10年当時の2,106人に迫る勢いとなっており、増加傾向に歯止めがかからない状況にある。
- (2) 業種別では、医療保健業、社会福祉施設などの保健衛生業の増加が一番著しく、対前年比較で80人(27.8%)増、そのうち医療保健業が44人(38.6%)増、社会福祉施設が31人(18.1%)増、次いで機械器具製造業が21人(87.5%)増、道路貨物運送業が16人(9.0%)増であり、林業では死亡者数が1人増加し2人となっていること、建設業は、令和3年に入って増加傾向に転じていることなど、これらの増加業種等に対する労働災害防止対策が最優先となっている。



(3) 事故の型別では滑り・つまずきによる「転倒」災害、高所等からの「墜落・転落」災害、「動作の反動・無理な動作」による腰痛等の災害、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」災害、刃物による「切れ・こすれ」災害が依然として多くを占めている。

令和2年においては、「転倒」災害が497人(23.7%)、「墜落・転落」災害が410人(19.5%)、「動作の反動・無理な動作」による災害が284人(13.5%)、「はさまれ・巻き込まれ」災害が166人(7.9%)、「切れ・こすれ」災害が146人(7.0%)となっている。



(4) 業種別の事故の型をみると、

- ① 製造業では、「転倒」災害が109人(28.8%)、「墜落・転落」災害が62人(16.4%)でこの2つの災害で約半数近くを占めている。
- ② 建設業では、「墜落・転落」災害が97人(31.8%)で約3割を占めている。
- ③ 林業では、「激突され」災害が20人(39.2%)、「墜落・転落」災害が8人(15.7%)「切れ・こすれ」災害が7人(13.7%)の順番であるが、「激突され」の事故の型だけで全体の4割を占めている。
- ④ 陸上貨物運送事業では、荷台等からの「墜落・転落」災害が61人(30.8%)で約3割を占めている。
- ⑤ 第三次産業では、「転倒」災害が297人(30.3%)で約3分の1を占めており、そのうち、小売業では「転倒」災害が69人(36.3%)、社会福祉施設では「転倒」災害が79人(39.1%)で両業種ともに約4割近く

を占めている。さらに、社会福祉施設においては、「転倒」に加え、「動作の反動・無理な動作」による腰痛等の災害が 67 人（33.2%）で、この 2 つの事故の型だけで全体の約 7 割を占めている。

（５）業種別に事故の型・起因物別をみると、

- ① 製造業では、通路・作業床などにおける「転倒」による手・足・背部の骨折・打撲災害、高所等からの「墜落・転落」災害、食品加工用機械やロール機などの一般機械や、木材加工用機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」による指・手・足などの切断・骨折・創傷の災害などが多く発生している。
- ② 建設業では、足場や屋根・はり、はしご道・脚立などからの「墜落・転落」による手・足・背部・胸部の骨折災害などが多く発生している。
- ③ 林業では、「激突され」災害（立木の伐倒作業時の災害）で 2 人が死亡しており、死傷災害の「激突され」災害 20 人中 2 人が死亡するという重篤度の高さが特徴である。また、チェーンソー等による「切れ・こすれ」災害も多く発生している。
- ④ 陸上貨物運送事業では、トラック荷台等などからの「墜落・転落」による足・背部の骨折災害や重量物を抱えた際の腰痛などが多く発生している。
- ⑤ 医療保健業及び社会福祉施設では、通路などにおける「転倒」による手・足などの骨折災害や利用者及び患者の介助作業時等の「動作の反動・無理な動作」による腰痛等、はしごや階段からの転落などが多く発生している。

（６）年齢別発生状況をみると、60 歳以上が最も多く 31.3%を占めるが、50 歳以上では 55.7%を占めており、年齢が高くなるにつれ、被災率が高くなっている。また、50 歳以上の被災労働者について、経験年数別にみると、3 か月未満が 5.4%、3 か月以上 1 年未満が 7.4%、1 年以上 3 年未満が 13.5%、3 年以上 5 年未満が 7.4%、5 年以上 10 年未満が 21.0%、10 年以上が 45.4%となっており、1 年未満は 12.7%、3 年未満は 26.2%、10 年未満は 54.6%となっている。

- ① 製造業では、60 歳以上が最も多く 27.5%を占め、50 歳以上では 52.1%を占める。
- ② 建設業では、60 歳以上が最も多く 35.1%を占め、50 歳以上では 53.4%を占める。
- ③ 林業では、40～49 歳が最も多く 27.5%を占めているが、50～59 歳が

23.5%、60 歳以上が 19.6%であり、50 歳以上では 43.1%を占める。

④ 陸上貨物運送事業では、50～59 歳が最も多く 35.9%を占め、50 歳以上では 55.1%を占める。

⑤ 小売業では、60 歳以上が最も多く 47.4%を占め、50 歳以上では 70.0%を占める。

⑥ 社会福祉施設では、60 歳以上が最も多く 37.1%を占め、50 歳以上では 58.4%を占める。

⑦ 医療保健業では、40～49 歳が最も多く 25.9%、次いで 60 歳以上と 50～59 歳が 25.3%を占め、50 歳以上では 50.6%を占める。

2 死亡災害

当局管内における労働災害による死亡者数は、平成 25 年に過去最少となる年間 12 人となったものの、その後増減を繰り返し、平成 30 年が 13 人、令和元年が 15 人、令和 2 年が 14 人で、13 次防の目標である毎年 15 人以下は何とか達成できているものの、下げ止まっているような状況である。

なお、令和 2 年の死亡者数 14 人のうち 3 人が建設業で、そのうち 2 人が立木の伐倒作業時の災害である。また、林業の 2 人も、立木の伐倒作業時の災害である。また、墜落・転落災害が 3 人、交通事故（道路）が 3 人、おぼれが 3 人となっている。

3 熱中症

当局管内における熱中症による休業 4 日以上之死傷者数は、平成 23 年～令和 2 年の 10 年間で 136 人となっている。令和 2 年は 19 人で昨年に比べ 1 人増加している。業種別では製造業及び建設業が一番多く各 6 人ずつであるが、製造業のうち窯業土石製品製造業と造船業が 2 名ずつであり、農業、畜産業などを加えると屋外での作業時に被災している状況が多くなっている傾向が認められる。月別では、7 月 7 人、8 月 10 人と両月で全体の約 9 割が発生している。また、熱中症による死亡者数は、平成 23 年～令和 2 年の 10 年間で 5 人、令和 2 年は発生していない。

4 労働災害増加の背景等

新型コロナウイルス感染症対策というこれまで経験したことのない事業活動の変化や景気等の経済的要因による影響が考えられるほか、人手不足等により作業の効率性を優先したり、十分な安全衛生に関する教育を実施しないまま、作業に従事させたりしていることなども要因として考えられる。

また、社会福祉施設を始めとする第三次産業においては、小規模な施設も

認められ、依然として安全に対する意識が事業者、労働者ともに低いと思われる状況が否めないことや、離職率も高く十分な経験を積んだ労働者が育たず、「安全意識の継承」が進まないことも要因と考えられる。さらには高年齢労働者数が増加する中、高年齢労働者の加齢による身体機能の低下などを原因とする転倒災害の増加なども要因の一つと考えられる。

第13次労働災害防止計画の概要

— 鹿児島労働局 —

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

計画が目指す社会

「働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得る社会の実現」

働く方々の一人ひとりとはかけがえのない存在であり、一人の被災者も出さないという基本理念の下、一人ひとりがより良い将来の展望を持ち得るような社会とするには、日々の仕事安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、雇用形態の違い、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保され、高年齢労働者を始めとしてあらゆる環境におかれた労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

計画の全体目標

- 労働災害による死亡者数を各年対2017年比25%以上減少とする
- 2022年までに、労働災害による死傷者数（休業4日以上）を5%以上減少(2017年比)

5つの重点施策

- ①労働災害の撲滅を目指した対策の推進
- ②過労死等の防止等の労働者の健康確保・職業性疾病対策の推進
- ③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑤業界団体での安全衛生の取組の強化、所管官庁との連携の強化

第13次労働災害防止計画のポイント

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です（労働安全衛生法第6条に基づき、5年ごとに厚生労働大臣が策定）。

現状と課題

労働災害による被災者数（平成29年：確定値）

- ・ 死亡者数：21人（12次防目標は毎年15人以下）
- ・ 死傷者数：1,961人（12次防目標は1,445人）

- 労働災害は長期的には減少しているが、12次防最終年時点では平成12年時点の水準まで再び増加している。特に、就業者が増加している社会福祉施設を中心に第三次産業では増加率が高い。
- 死亡災害も長期的には減少しているが、12次防期間の平成26～29年では目標値を上回っており、建設業・製造業・林業の割合が高い。

計画の目標

◆ 労働災害による死亡者の数を**各年対2017年比25%以上減少**とする

◆ 労働災害による死傷者の数を**5%以上減少**（労働災害減少重点業種では、死傷年千人率で目標を設定）

【重点業種別の死傷者数の推移】（単位：人）

業種	平成24年	平成29年	災害増減率	平成24年 死傷年千人率	平成29年 死傷年千人率
建設業	267	312	16.9%	6.28	8.02
製造業	357	377	5.6%	4.47	4.55
下記3業種	324	409	26.2%	1.99	2.34
小売業	147	183	24.5%	1.57	2.02
社会福祉施設	128	166	29.7%	3.36	3.10
飲食店	49	60	22.4%	1.58	1.95
陸上貨物運送事業	171	171	0.0%	9.14	8.87
全業種合計	1,701	1,961	15.3%	3.16	3.56

（出典：労働者死傷病報告）

ポイント①

死亡災害等の重篤災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業、林業に対して、「墜落・転落災害」「激突され災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組むとともに「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知を図る

ポイント②

重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、増加が著しい業種、事故の型に着目した重点対策ごとに数値目標を設定し、対策を展開（就業者数の増減で影響を受けないよう死傷年千人率で目標を設定する）

ポイント③

急増している第三次産業に対する集中的取組

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に人手不足感の強い小売業・飲食店及び就業者が増加している社会福祉施設に対する集中的取組を実施

①労働災害の撲滅を目指した対策の推進

重点業種・事故の型別対策

重篤災害減少重点業種

建設業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上減少させる

- 高所作業時における墜落防止用保護具としてフルハーネス型とし、適切な保護具の使用の徹底を図る。
- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」による計画的な発注及び工期の平準化、安全衛生経費の確保

製造業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上、食料品製造業の死傷者数を毎年1.5%以上減少させる

- 機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止する。
特に、食料品製造業において、食品加工機械の安全な使用方法等を浸透させるため、職長に対する教育の実施等を推進する。

林業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上減少させる

- 安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及
- 下肢を保護する防護衣の着用の徹底
- 安全教育の充実等

労働災害減少重点業種

第三次産業対策

【目標】
小売業・飲食店・社会福祉施設
死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で5%以上減少させる

- 小売業・飲食店の多店舗展開している事業場については、企業単位での安全衛生管理の実施や、経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」等による危険感受性の向上に取り組む。
- 社会福祉施設については、関係団体と連携し、新規開設事業場を含め、雇入れ時の安全衛生教育を徹底し、介護機器等の導入促進も併せて行う。
- 小売業・飲食店は、非正規労働者が多いため、雇入れ時の安全衛生教育の徹底と労働災害防止意識の向上を図る。

陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で5%以上減少させる

- 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、保護帽の着用や荷台等からの墜落・転落等基本的な安全対策の徹底を図る。

②過労死等の防止等の労働者の健康確保・職業性疾病対策の推進

メンタルヘルス対策

・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上
・ストレスチェック結果を集団分析する事業場の割合を60%以上

- 4つのケア、ストレスチェックの実施及びストレスチェック結果の集団分析等の取組の推進
- 取り組み方が分からない事業場への支援を充実・強化
(参考) <http://kokoro.mhlw.go.jp> 《こころの耳》で検索

- 健康診断の実施と事後措置などの健康管理の徹底
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 産業医・産業保健機能の強化

過重労働対策等

化学物質等対策

- 危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントの促進
- 解体等作業における石綿ばく露防止対策の徹底

熱中症対策

【目標】熱中症による死傷者数を前計画総数の5%以上減少させる

- JIS規格に適合したWBGT値（暑さ指数）測定器を使用したWBGT値（暑さ指数）の把握とその評価の徹底
- 評価に応じた、環境管理・作業管理・健康管理の実施

受動喫煙防止対策

- 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施
- 事業者に対する効果的な支援の実施
- 職場での禁煙・空間分煙・その他の措置の徹底

全業種共通

腰痛・転倒災害対策

- 4S(整理・整頓・清掃・清潔)やステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の転倒防止対策の促進
- 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の周知
- 介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進
- 介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育の強化

③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の災害防止対策の推進。
- 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応。

④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 疾病を抱える労働者の就労継続にあたって、「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知・啓発、地域両立支援推進チームの活動の推進。

⑤業界団体での安全衛生の取組の強化、所管官庁との連携の強化

- 労働災害が減少しない業界や取組が低調な団体等に対して自主的な取組要請を行うとともに、活動に対して必要な支援を行う。
- 所管官庁との連携の強化を図る。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
鹿児島労働基準監督署 安全衛生課	890-8545	鹿児島市薬師1-6-3	099-214-9175
川内労働基準監督署 安全衛生課	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内合同庁舎	0996-22-3225
鹿屋労働基準監督署 安全衛生課	893-0064	鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎	0994-43-3385
加治木労働基準監督署 安全衛生課	899-5211	姶良市加治木町新富町 98-6	0995-63-3035
名瀬労働基準監督署 監督・安衛課	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎	0997-52-0574
鹿児島労働局労働基準部 健康安全課	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8279

働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、
一人の被災者も出さない社会を実現させよう

第13次労働災害防止計画の減少目標数及び実績数（死傷災害）

鹿児島労働局

	基本データ		1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		評価		
	12次防期間中の合計数	2017年実績数	2018年目標数	2018年実績数	2019年目標数	2019年実績数	2020年目標数	2020年実績数	2021年目標数	2021年実績数	2022年目標数 (最終)	2022年実績数	13次防期間中の目標数	集計時点の累計 R2確定集計時	累計に対する目標差
0 全産業	9,086	1,961	1,941	1,936	1,921	2,010	1,902	2,100	1,882	0	1,862	0	9,508	6,046	3,462
1 製造業	1,777	377	373	370	369	385	366	378	362	0	358	0	1,828	1,133	695
1 食料品製造業	1,101	236	232	212	229	224	225	211	222		218		1,127	647	480
4 木材・木製品製造業	96	26	26	25	25	32	25	20	25		25		126	77	49
9 窯業土石製品製造業	91	19	19	22	19	15	18	19	18		18		92	56	36
11～12 金属製品製造業	92	30	30	23	29	32	29	27	29		29		146	82	64
13～15 機械機具製造業	121	21	21	24	21	24	20	45	20		20		102	93	9
上記以外の製造業	276	45	45	64	44	58	44	56	43		43		218	178	40
2 鉱業	23	6	6	5	6	2	6	3	6		6		29	10	19
3 建設業	1,464	312	309	294	306	312	303	305	300	0	296	0	1,513	911	602
1 土木工事業	545	118	117	104	116	116	114	112	113		112		572	332	240
2 建築工事業	752	143	142	162	140	159	139	159	137		136		694	480	214
3 その他の建設業	167	51	50	28	50	37	49	34	49		48		247	99	148
4 運輸交通業 (道路貨物運送業を除く)	144	28	28	35	27	15	27	21	27	0	27	0	136	71	65
1 鉄道・航空機業	37	11	11	10	11	7	11	7	11		10		53	24	29
2 道路旅客運送業	103	16	16	24	16	6	16	14	15		15		78	44	34
4 その他の運輸交通業	4	1	1	1	1	2	1	0	1		1		5	3	2
5 貨物取扱業 (陸上貨物取扱業を除く)	59	22	22	12	22	26	21	10	21		21		107	48	59
陸上貨物運送事業 (4-3・5-1)	915	171	169	195	168	186	166	198	164	0	162	0	829	579	250
4-3 道路貨物運送業	883	161	159	187	158	178	156	194	155		153		781	559	222
5-1 陸上貨物取扱業	32	10	10	8	10	8	10	4	10		10		49	20	29
6 農林業	464	103	102	87	101	104	100	104	99	0	98	0	500	295	205
1 農業	223	55	54	39	54	47	53	53	53		52		267	139	128
2 林業	241	48	48	48	47	57	47	51	46		46		233	156	77
7 畜産・水産業	460	104	103	94	102	101	101	101	100		99		504	296	208
8 商業	1,219	251	248	268	246	280	243	269	241	0	238	0	1,217	817	400
1 卸売業	187	39	39	34	38	53	38	41	37		37		189	128	61
2 小売業	884	183	181	195	179	207	178	190	176		174		888	592	296
3 理美容業	10	3	3	3	3	2	3	4	3		3		15	9	6
4 その他の商業	138	26	26	36	25	18	25	34	25		25		126	88	38
9 金融・広告業	97	23	23	18	23	15	22	18	22		22		112	51	61
11 通信業	68	18	18	23	18	19	17	33	17		17		87	75	12
12 教育・研究業	87	20	20	18	20	22	19	30	19		19		97	70	27
13 保健衛生業	1,161	281	278	282	275	288	273	368	270	0	267	0	1,363	938	425
1 医療保健業	449	109	108	128	107	114	106	158	105		104		529	400	129
2 社会福祉施設	685	166	164	146	163	171	161	202	159		158		805	519	286
3 その他の保健衛生業	27	6	6	8	6	3	6	8	6		6		29	19	10
14 接客娯楽業	602	115	114	105	113	118	112	103	110	0	109	0	558	326	232
1 旅館業	145	27	27	22	26	30	26	26	26		26		131	78	53
2 飲食店	301	60	59	50	59	60	58	44	58		57		291	154	137
3 その他の接客娯楽業	156	28	28	33	27	28	27	33	27		27		136	94	42
上記以外の事業	546	130	129	130	127	137	126	159	125	0	124	0	631	426	205
10 映画・演劇業	1	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0
15 清掃・と畜業	297	70	69	74	69	78	68	76	67		67		340	228	112
16 官公署	4	0	0	1	0	1	0	2	0		0		0	4	-4
17 その他の事業	244	60	59	55	59	58	58	81	58		57		291	194	97
第三次産業（8～17）	3,780	838	830	844	821	879	813	980	804	0	796	0	4,064	2,703	1,361

*1 個所は、13次防の計画目標が設定されている業種
*3 2020年実績はR3.4月集計で確定

*2 個所以外の目標数とは、13次防の計画目標ではないが、本計画の推進上の指標

第13次労働災害防止計画の減少目標数及び実績数（死亡災害）

鹿児島労働局

	基本データ		1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		評価		
	12次防期間中の合計数	2017年実績数	2018年目標数	2018年実績数	2019年目標数	2019年実績数	2020年目標数	2020年実績数	2021年目標数	2021年実績数	2022年目標数 (最終)	2022年実績数	13次防期間中の目標数	集計時点での累計 R2確定集計時	累計に対する目標差
0 全産業	91	21	15	13	15	15	15	14	15	0	15	0	75	42	33
1 製造業	10	1		1		2		2		0		0	7	5	2
1 食料品製造業	5	1				1								1	
4 木材・木製品製造業	0													0	
9 窯業土石製品製造業	0					1								1	
11～12 金属製品製造業	1							1						1	
13～15 機械機具製造業	0													0	
上記以外の製造業	4			1				1						2	
2 鉱業	0	0		0		0								0	
3 建設業	28	8		4		6		3		0		0	21	13	8
1 土木工事業	13	2		2		1		2						5	
2 建築工事業	11	4		2		4		1						7	
3 その他の建設業	4	2				1								1	
4 運輸交通業 (道路貨物運送業を除く)	3	2		0		0		0		0		0		0	
1 鉄道・航空機業	2	2												0	
2 道路旅客運送業	1													0	
4 その他の運輸交通業														0	
5 貨物取扱業 (陸上貨物取扱業を除く)	2	1		0										0	
陸上貨物運送事業 (4-3・5-1)	9	2		0		1		2		0		0		3	
4-3 道路貨物運送業	8	2				1		2						3	
5-1 陸上貨物取扱業	1													0	
6 農業	14	1		3		2		2		0		0		7	
1 農業	1			2		1								3	
2 林業	13	1		1		1		2					9	4	0
7 畜産・水産業	7	2		1		0		1						2	
8 商業	7	1		0		1		3		0		0		4	
1 卸売業	0					1								1	
2 小売業	7	1						3						3	
3 理美容業	0													0	
4 その他の商業	0													0	
9 金融・広告業	0	0		1		0								1	
11 通信業	0	0		0		0								0	
12 教育・研究業	0	0		1		0								1	
13 保健衛生業	0	0		0		0		0		0		0		0	
1 医療保健業	0													0	
2 社会福祉施設	0													0	
3 その他の保健衛生業	0													0	
14 接客娯楽業	4	0		1		0		0		0		0		1	
1 旅館業	2													0	
2 飲食店	2													0	
3 その他の接客娯楽業	0			1										1	
上記以外の事業	7	3		1		3		1		0		0		5	
10 映画・演劇業	0													0	
15 清掃・と畜業	4	2		1		2								3	
16 官公署	0													0	
17 その他の事業	3	1				1		1						2	
第三次産業（8～17）	18	4		4		4		4		0		0		12	

*1 黄色の箇所は、13次防の計画目標が設定されている業種

*2 灰色の箇所は、記載不要

*3 2020年実績はR3.4月集計で確定

鹿児島労働局労働災害防止対策 「チェスト！緊急ゼロ災運動」実施要綱 — 鹿児島労働局 —

1 趣旨

鹿児島県における労働災害による休業4日以上死傷者数は、長期的には減少しているものの、最少となった平成21年の1,615人を境に下げ止まりの感があり、最近はむしろ増加傾向にあり、令和2年は2,100人と大幅に増加し、平成10年当時の2,106人に迫る水準となり極めて危機的な状況となっている。また、労働災害による死亡者数は、13次防の目標である毎年15人以下は何とか達成できているものの、下げ止まっているような状況である。

これらの労働災害の増加の背景には、新型コロナウイルス感染症対策というこれまで経験したことのない事業活動の変化やそれに伴う景気等の経済的要因による影響や人手不足が顕在化していることによる影響等も考えられるほか、コロナ禍で安全に対する意識が事業者、労働者ともに稀薄になってしまい、製造業及び小売業、社会福祉施設などの第三次産業を中心に、適切な防止対策がとられず転倒災害が増加していること、さらには、70歳までの雇用継続措置の導入など高年齢労働者の雇用促進が進められる中、高年齢労働者に多い転倒災害の増加を後押ししている構図となっていることなども要因の一つと考えられる。

このように労働災害発生が急増している状況を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目的とし、鹿児島労働局の労働災害防止対策として、各事業場において無災害を目指すための「チェスト！緊急ゼロ災運動」を展開し、県下の各事業場並びに関係団体等と連携し、労働災害防止対策への重点的な取組の促進を広く働きかけ、特に高年齢労働者対策等を始めとする一層の労働災害防止対策の強化を図るものである。

2 「チェスト！緊急ゼロ災運動」の実施期間

令和3年4月20日から令和3年12月31日まで

3 実施者

鹿児島労働局、各労働基準監督署

4 実施事項

(1) 鹿児島労働局

- ① 「チェスト！緊急ゼロ災運動」の労働災害防止団体、関係業界団体等への周知
- ② 各労働災害防止団体、主要な経営者団体をはじめ関係業界団体等及び公共建設工事発注機関等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底も含め労働災害防止活動の取組強化に関する特別要請の実施
- ③ 国・県・市等の関係行政機関との連携の促進
- ④ 鹿児島労働局幹部等による建設工事現場パトロール等の重点的实施（6月～11月）
- ⑤ 「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知及び重点的取組の促進

- ⑥ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（５月～９月）の周知及び取組の促進
- ⑦ 社会福祉施設等第三次産業に属する事業場に対する集団指導等の実施
社会福祉施設等第三次産業に属する事業場に対し、「転倒」災害及び「動作の反動・無理な動作」による腰痛災害等の防止対策の取組促進のほか、雇入れ時の安全衛生教育の実施の徹底、安全衛生管理体制の確立等に重点をおいた労働災害防止に関する集団指導の重点的な実施、安全衛生教育資料・自主点検用チェックリスト等局ホームページへの掲載による各種情報の提供
- ⑧ 製造業（機械器具製造業）、建設業、道路貨物運送業、林業、医療保健業及び社会福祉施設において、労働災害発生事業場に対する緊急自主点検の実施
- ⑨ 多店舗を展開する企業等に対し「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知及び重点的取組の推進
- ⑩ 高年齢労働者の転倒災害等の防止対策の取組促進（エイジフレンドリーガイドラインの周知等も含む）のほか、局ホームページへの掲載による各種情報の提供
- ⑪ 臨時労働基準監督署長会議を開催し、労働災害防止のための取組を指示

（２）労働基準監督署

- ① 「チェスト！緊急ゼロ災運動」の事業場、関係業界団体等への周知及び取組促進
- ② 「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知及び重点的取組の促進
- ③ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（５月～９月）の周知及び取組の促進
- ④ 特に第三次産業を重点とした災害多発業種あるいは災害発生事業場を対象とした監督指導、個別指導、集団指導等の実施
- ⑤ 建設工事現場パトロール等の実施等
- ⑥ 労働災害防災団体、関係業界団体等と協同した説明会・集団指導や合同パトロールの実施

（３）－１ 労働災害防災団体、関係業界団体等に実施を求める事項

- ① 「チェスト！緊急ゼロ災運動」の傘下会員事業場等への周知及び取組促進
- ② 安全衛生対策に関する資料等の広報・啓発の実施
- ③ 安全パトロール等の実施
- ④ 安全衛生に係る講習会・説明会等の実施
- ⑤ 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知及び取組の促進
- ⑥ 「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知及び取組促進
- ⑦ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（５月～９月）の周知及び取組の促進
- ⑧ 全国安全週間、全国労働衛生週間及びその準備期間中に相応しい行事等の実施
- ⑨ チェスト！緊急ゼロ災運動期間中における各団体独自の取組等の実施

（３）－２ 経済団体等に実施を求める事項

- ① 「チェスト！緊急ゼロ災運動」の傘下会員事業場等への周知及び取組促進
- ② 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知及び取組の促進

- ③ 「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知及び取組促進
- ④ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（５月～９月）の周知及び取組の促進
- ⑤ 全国安全週間、全国労働衛生週間及びその準備期間中に相応しい行事等の実施
- ⑥ チェスト！緊急ゼロ災運動期間中における各団体独自の取組等の実施

（４）各事業場等に求める取組内容

① 全業種共通

- ア 経営トップによる無災害を目指す「チェスト！緊急ゼロ災運動」の意思表示
- イ 安全衛生管理体制等の整備・確立
- ウ 「安全衛生活動の総点検」、「安全パトロール」の実施
- エ 「STOP！転倒災害プロジェクト」の取組促進（リーフレットに掲載のチェックリストを用いての自主点検の促進）
- オ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（５月～９月）の取組の促進
- カ 高年齢労働者の労働災害防止対策（エイジフレンドリーガイドライン等に基づく対応）の実施
- キ 雇入れ時・作業変更時等安全衛生教育の実施
- ク リスクアセスメントの実施
- ケ 各業種、各作業形態に応じて策定された労働災害防止対策ガイドライン等の推進

② 労働災害の増加傾向にある次の業種を特定業種とし、取組内容については別添のとおりとし、それに基づき取組を推進する。

【機械器具製造業】、【建設業】、【陸上貨物運送事業】
【林業】、【医療保健業・社会福祉施設】

【機械器具製造業】

機械器具製造業では、通路における転倒災害、機械によるはさまれ等の災害が多いことから、以下の対策について取組を行うこと。

1 安全衛生教育の実施（雇入れ時の教育を含む）

新規採用労働者、未熟練労働者、派遣労働者等に対し、次の項目も含めた安全衛生教育を実施すること。

- ・職場には危険が内在すること。
- ・つまづくかもしれない、物が倒れてくるかもしれない、機械に手を巻き込まれるかもしれない等危険の可能性のある「～かもしれない」の意識を持たせること。
- ・作業手順を励行させること。
- ・4 S 活動、ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動（KYT）を励行させること。
- ・「危険の見える化」を推進すること。

2 4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動の推進等による転倒、転落災害の防止対策の推進

- ① 床の水たまりや氷・油は放置せず、その都度除去すること。（吸収マットの使用も検討すること。）
- ② 通路、階段、出入り口に物を放置させないこと。
- ③ 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底させること。
- ④ 脚立、踏み台、はしごは安定した場所で使用し、天板（最上段）を使用しないことや開き止めを必ず掛ける等正しい方法で使用させること。

3 本質的な安全確保対策の推進

- ① 床面、通路は、くぼみや段差の無い滑りにくい構造とすること。
- ② 階段には、滑り止めや手すりを設けること。
- ③ 倉庫などの高所の床の端には、手すりや柵を設けること。

4 各種機械設備によるはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害の防止対策の推進

- ① 機械設備の安全装置等の適正化を図ること。
- ② 作業標準を作成し、その内容を周知すること。
- ③ 機械設備の掃除・修理の際は、機械設備を停止させるとともに、他の労働者が起動させないように表示等を行うこと。

【建設業】

建設業においては、相変わらず従来型の墜落・転落災害が多発していることや伐木作業時の死亡災害が発生していること等を踏まえ、足場等からの墜落・転落防止措置の徹底、伐木作業時の安全確保に万全を期すこと。

1 安全衛生教育の実施（新規入場者教育を含む）

新規入場労働者、未熟練労働者等に対し、次の項目も含めた安全衛生教育を実施すること。

- ・現場内には危険が内在すること。
- ・墜落するかもしれない、物が落ちてくるかもしれない、重機に接触するかもしれない等危険の可能性のある「～かもしれない」の意識を持たせること。
- ・作業手順を励行させること。
- ・4 S活動、ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動（KYT）を励行させること。
- ・「危険の見える化」を推進すること。

2 足場等の高所作業

- ① 高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合において、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。なお、作業床の設置が困難な場合は、防網の設置、墜落制止用器具の使用等労働者の墜落による危険を防止するための措置を確実に講じること。フルハーネス型墜落制止用器具の使用については、改正安衛則を踏まえた「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づく措置を講じること。
- ② 足場を設置する場合には、手すり先行専用型足場を設置すること等により墜落防止措置及び物体の落下防止措置を講じること。
- ③ 高さが5 m以上の構造の足場の組立て等作業を行う場合は、足場の組立て等作業主任者を選任し（足場の高さが5 m未満の場合には、作業を指揮する者を指名）、労働者の墜落による危険を防止するための措置を講じること。

3 用具（移動はしご、脚立等）を用いての作業

- ① 移動はしごは、丈夫な構造で著しい損傷等がないものを使用し、滑り止め装置の取り付け等転移を防止する必要な措置を講じること。
- ② 脚立は、丈夫な構造で著しい損傷等がないものを安定した場所で使用し、天板（最上段）を使用しないことや開き止めを必ず掛ける等正しい方法で使用させること。
- ③ 足場受台の足場板は3点以上で支持し、足場板を固定すること。この際、足場板の高さは2 m未満とすること。

4 車両系建設機械を用いての作業

- ① 車両系建設機械を用いて作業を行う際は、あらかじめ作業計画を立て、関係労働者に周知すること。
- ② 車両系建設機械の稼働範囲内に労働者を立ち入らせないこと。（誘導者を配置した

ときはこの限りではない。)

- ③ 車両系建設機械を主たる用途以外に使用しないこと。(クレーン機能の付いていない機械での荷のつり上げ作業等を行わないこと。)
- ④ 作業開始前点検、月次の定期自主検査、年次の特定自主検査を確実に行うこと。
- ⑤ 有資格者による運転を厳守すること。

5 伐木作業

- ① 伐倒方向について、伐倒する立木の状況、隣接木の状況、地形、伐倒後の作業方法等を考慮して、最も安全に倒せる方向を選定すること。
- ② 伐倒の際に退避する場所をあらかじめ選定し、避難場所の選定は次によること。
 - a 原則として、伐倒方向の反対側の斜面上方とすること。ただし、緩斜地等において上向きに伐倒する場合は、横方向とすること。
 - b 原則として、伐倒予定木から3m以上離れていること。
 - c 伐倒による枝等の飛来落下に対して安全な場所(例えば、立木のかげ等)であること。
- ③ 伐倒に際しては、あらかじめ、かん木、枝条、つる、浮石等で作業に危険を生ずるおそれがあるものを取り除くこと。特に、かかり木となる可能性のある伐倒予定木の枝及び隣接木の枝については、切り落としておくこと。
かかり木処理については、「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」を周知し、ガイドラインに示された作業を徹底すること。
- ④ 伐倒について、一定の合図を定め、関係労働者に周知すること。また、伐倒する際は、必ず合図を行うこと。
- ⑤ チェーンソーによる伐木等については、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を周知し、ガイドラインに示された作業を徹底すること。

6 車両系木材伐出機械を用いての作業

- ① 車両系木材伐出機械は、特別の教育を修了した者に運転させること。
- ② 車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ作業計画を定め、その作業計画により作業を進めること。
- ③ 車両系木材伐出機械を主たる用途以外の用途に使用しないこと。
- ④ 車両系木材伐出機械を用いて、単独で作業を行う際の死亡災害も発生していることから、可能な限り複数人での作業を行うこと。複数人での作業が困難な場合は、定期的な巡回や連絡を取ること。

【陸上貨物運送事業】

陸上貨物運送事業においては、相変わらず従来型の墜落・転落災害が多発していることや交通労働災害による死亡災害も発生していること等を踏まえ、高所等からの墜落・転落防止措置の徹底、交通労働災害の防止に万全を期すこと。

1 安全衛生教育の実施（雇入れ時の教育を含む）

新規採用労働者、高年齢労働者等に対し、次の項目も含めた安全衛生教育を実施すること。

- ・作業に際しては絶えず危険が内在することの認識の共有を図ること。
- ・交通労働災害のみならず、つまづいて転倒するかもしれない、高所から落ちるかもしれない等危険の可能性のある「～かもしれない」の意識を持たせること。
- ・作業における基本動作を励行させること。
- ・4 S活動、ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動（KYT）を励行させること。
- ・「危険の見える化」を推進すること。

2 荷役作業のガイドラインに基づく対応の徹底

- ① 荷主・元請事業者等へ必要に応じて労働災害防止のための適切な配慮等要請を行わせること。
- ② 陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下、「陸災防」という。）が補助事業として実施している講習機会等の積極的活用促進を図ること。

3 交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対応の徹底

- ① 交通労働災害の防止ための管理体制等を整備すること。
- ② 適正な労働時間等の管理, 走行管理を実施すること。
- ③ 交通安全情報マップを作成するなどにより、交通労働災害防止に対する意識の高揚を図ること。
- ④ 健康診断、心身両面にわたる健康の保持増進、運転時の疲労回復などの健康管理を徹底すること。

4 その他

- ① 異常気象等の際の措置について、あらかじめ対応方針等を明確にしておくこと。
- ② 自動車の点検を励行すること。
- ③ 自動車に装備する安全装置等の積極的に導入を検討すること。

【林業】

林業においては、従来型の伐倒木等による激突災害が増加していることや伐木作業時の死亡災害が発生していること等を踏まえ、伐木作業時の安全確保に万全を期すこと。

1 安全衛生教育の実施（新規入場者教育を含む）

新規入場労働者、未熟練労働者等に対し、次の項目も含めた安全衛生教育を実施すること。

- ・現場内には危険が内在すること。
- ・伐倒木、玉切り材等に当たるかもしれない、斜面から転がり落ちるかもしれない、車両木材伐出機械運転中に事故を起こすかもしれない等危険の可能性のある「～かもしれない」の意識を持たせること。
- ・作業手順を励行させること。
- ・4 S活動、ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動（KYT）を励行させること。
- ・「危険の見える化」を推進すること。

2 基本的事項

- ① 保護具を着用させること。
- ② 伐倒木、玉切り材等が転落し、又は滑ることにより危険を生ずるおそれがあるところには、労働者を立ち入らせないこと。
特に、伐倒木の想定外の反動やつる等による伐倒方向の変化等を見据えた上で、危険を生ずるおそれがあるところを定めること。
- ③ 急斜面における作業又は雨等により、滑りやすい場所における作業については、滑り止め金具等の使用を徹底させること。
- ④ 伐木又は造材の作業により、危険が生ずるおそれがある通路、排出路等の近くには、危険区域を示す標識を設置すること。

3 伐木作業

- ① 伐倒方向について、伐倒する立木の状況、隣接木の状況、地形、伐倒後の作業方法等を考慮して、最も安全に倒せる方向を選定すること。
- ② 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定しておくこと。
避難場所の選定は次によること。
 - a 原則として、伐倒方向の反対側の斜面上方とすること。ただし、緩斜地等において上向きに伐倒する場合は、横方向とすること。
 - b 原則として、伐倒予定木から3 m以上離れていること。
 - c 伐倒による枝等の飛来落下に対して安全な場所（例えば、立木のかげ等）であること。
- ③ 伐倒について、一定の合図を定め、関係労働者に周知すること。また、伐倒する際は、必ず合図を行うこと。
- ④ 伐倒に際しては、あらかじめ、かん木、枝条、つる、浮石等で作業に危険を生ずる

おそれがあるものを取り除くこと。特に、かかり木となる可能性のある伐倒予定木の枝及び隣接木の枝については、あらかじめ切り落としておくこと。

- ⑤ 胸高直径 20 cm以上の立木には、根張りを除いた伐根直径（受け口を通る樹幹の下部断面における平均直径）の4分の1以上の深さの受け口をつくること。
- ⑥ 受け口の角度については、30 度以上とし、また、追い口の高さについては、受け口の底面から 3 cm以上で、かつ、受け口の高さの3分の2程度とすること。
- ⑦ 伐倒に際しては、原則として、2 個以上のくさびを使用すること。
- ⑧ 伐倒について、一定の合図を定め、関係労働者に周知すること。また、伐倒の際は、必ず合図を行うこと。
- ⑨ チェーンソーによる伐木等については、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を周知し、ガイドラインに示された作業を徹底すること。

4 かかり木作業

- ① チルホール等のけん引具とワイヤロープを用い、かかり木から離れて作業を行うこと。
- ② けん引具とワイヤロープを用いてのかかり木処理は次によること。
 - a かかり木の「つる」を切り取ること。
 - b ワイヤロープをかかり木の元口部にフックを用いて巻きつけること。
 - c かかり木とけん引具との間に、必ずガイドブロックを入れること。
 - d けん引具を操作し、ゆっくりと引っ張ること。なお、かかり木が外れ始めたら、速やかに安全な場所に退避すること。
- ③ かかられている木の伐倒、隣接の立木を伐倒し、かかり木に当てる投げ倒し（浴びせ倒し）、かかっている木の元玉切り、かかっている木の肩担ぎ、かかり木の枝切り等は、絶対に行わないこと。
- ④ かかり木は、放置せず、早期に処理すること。やむを得ず、かかり木場所から離れる場合には、他の労働者が誤って近づかないよう、標識等の掲示、縄張り等の措置を講ずること。
- ⑤ かかり木処理については、「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」を周知し、ガイドラインに示された作業を徹底すること。

5 車両系木材伐出機械を用いての作業

- ① 車両系木材伐出機械は、特別の教育を修了した者に運転させること。
- ② 車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ作業計画を定め、その作業計画により作業を進めること。
- ③ 車両系木材伐出機械を主たる用途以外の用途に使用しないこと。
- ④ 車両系木材伐出機械を用いて、単独で作業を行う際の死亡災害も発生していることから、可能な限り複数人での作業を行うこと。複数人での作業が困難な場合は、定期的な巡回や連絡を取ること。

【医療保健業・社会福祉施設】

医療保健業・社会福祉施設においては、転倒災害、腰痛が増加していることから、以下の対策について取組を行うこと。

1 安全衛生教育（雇入れ時の教育を含む）の実施

新規採用労働者、未熟練労働者等に対し、次の項目も含めた安全衛生教育を実施すること。

- ・職場には危険が内在すること。
- ・つまづくかもしれない、脚立から落ちるかもしれない等危険の可能性のある「～かもしれない」の意識を持たせること。
- ・作業手順を励行させること。
- ・4 S 活動、ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動（KYT）を励行させること。
- ・「危険の見える化」を推進すること。

2 転倒災害防止対策の推進

4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を推進するとともに、次の事項に留意して職場改善を図ること。

- ① 通路、床の水たまりは放置せず、その都度除去すること。（吸収マットの使用も検討すること。）
- ② 通路、階段、出入り口に物を放置しないこと。
- ③ 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底させること。
- ④ 脚立、踏み台、はしごは安定した場所で使用し、天板（最上段）を使用しないことや開き止めを必ず掛ける等正しい方法で使用させること。
- ⑤ 床面、通路は、くぼみや段差の無い滑りにくい構造とすること。
- ⑥ 階段には、滑り止めや手すりを設けること。
- ⑦ 施設管理者は、上記の通路の状態等について、定期的に巡回・確認を行うこと。

3 腰痛予防対策の推進

① 作業標準の作成

使用する機器・設備、作業方法等実態に即した作業標準を作成させること。利用者（患者）の身体の状態別、作業の種類別の作業手順、職員の役割分担や時間管理、作業場所を明確にさせること。

② 職員の適正配置

特定の職員に腰部負担の大きい業務が集中しないように配慮するとともに、作業量に見合った適切な人員を配置させること。

③ 施設及び設備の構造等の改善

適切な看護・介護設備、スライディングシート等福祉機器の導入及び看護・介護に関連した業務を行うための設備のほか、看護・介護中に利用できる背もたれのある椅子等や、利用に便利な休憩設備等を整えさせること。

④ 必要に応じて、腰部保護ベルトや腹帯などを使用させること。

鹿児島労働局労働災害防止対策 【チェスト！緊急ゼロ災運動】 — R3.4.20～R3.12.31 —

県内の労働災害による休業4日以上死傷者数が急増しています

○ 令和2年の労働災害による死傷者数 【グラフ1、2】

死亡者数：14人（前年比-1人、6.7%減少）

死傷者数：2,100人（前年比+90人、4.5%増加）

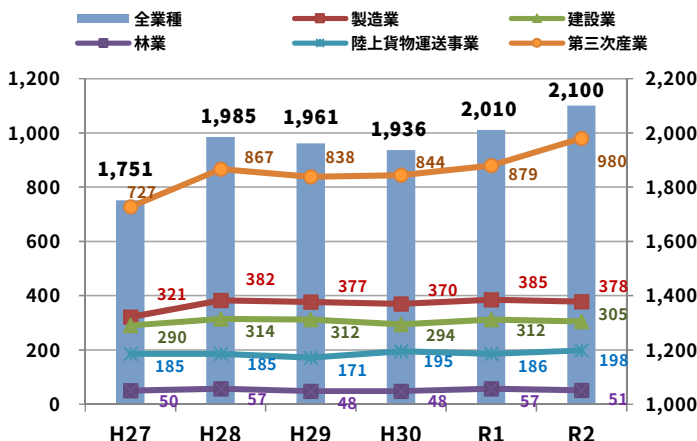
○ 転倒災害と墜落・転落災害で、全体の4割強を占める 【グラフ3】

鹿児島労働局は、急増する労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、「鹿児島労働局労働災害防止対策（チェスト！緊急ゼロ災運動）」を設定・展開し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止への取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を図ることとしています。

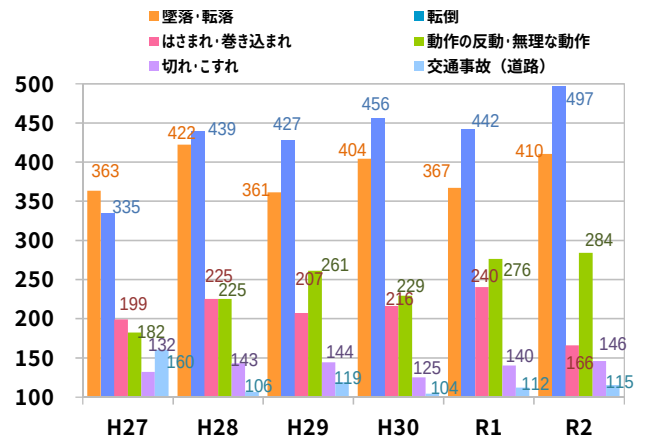
労使一体となって、労働災害のない安全・安心な職場の実現のための積極的な取組を一層推進しましょう（「チェスト！緊急ゼロ災運動実施要綱」（裏面参照））。

- ◇ 経営トップによる「安全パトロール」や「安全衛生活動の総点検」を実施しましょう。
- ◇ 職場における安全管理者・安全推進者等の選任など安全衛生管理体制等を整備・確立し、その職務を励行させましょう。
- ◇ 雇入れ時及び作業変更時の安全衛生教育を確実に実施しましょう。
- ◇ 転倒災害防止対策に取組みましょう。◇ クールワークで熱中症予防対策に取組みましょう。
- ◇ 高齢労働者に対する労働災害防止対策に取組みましょう。

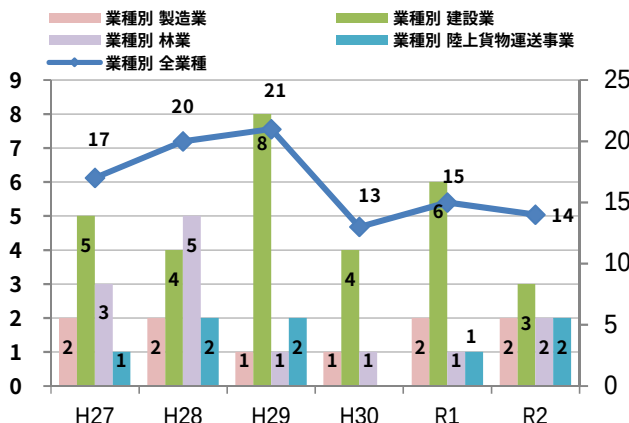
【グラフ1】 死傷者の推移（業種別・年別）



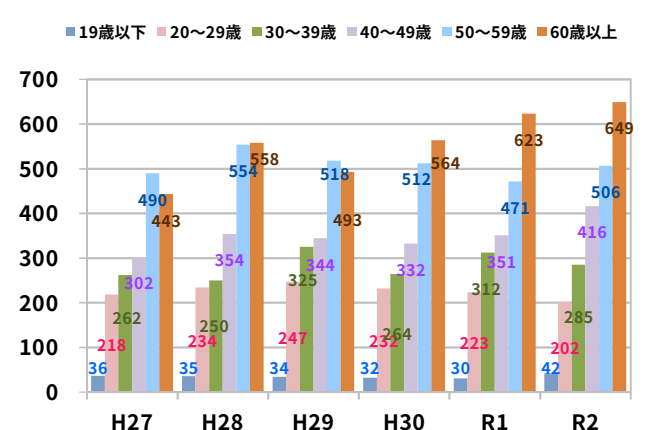
【グラフ3】 死傷災害発生状況（事故の型別・年別）



【グラフ2】 死亡災害発生状況（業種別・年別）



【グラフ4】 死傷災害発生状況（年齢別・年別）



鹿児島労働局労働災害防止対策(チェスト!緊急ゼロ災運動)実施要綱(抄)

1 趣 旨

鹿児島県における労働災害による休業4日以上之死傷者数は、長期的には減少しているものの、最少となった平成21年の1,615人を境に下げ止まりの感があり、最近ではむしろ増加傾向にある。令和2年は2,100人と大幅に増加し、平成10年当時の2,106人に迫る水準となり極めて危機的な状況となっている。また、死亡者数は13次防の目標である毎年15人以下は何とか達成できているものの、下げ止まっているような状況である。

これらの増加の背景には、新型コロナウイルス感染症対策というこれまで経験したことのないような事業活動の変化やそれに伴う景気等の経済的要因による影響や人手不足が顕在化していることによる影響等も考えられるほか、コロナ禍で安全に対する意識が事業者、労働者ともに稀薄になってしまい、製造業及び小売業、社会福祉施設などの第三次産業を中心に、適切な防止対策がとられず転倒災害が増加していること、さらには70歳までの雇用継続措置の導入など高齢労働者の雇用促進が進められる中、高齢労働者に多い転倒災害の増加を後押ししている構図となっていることなども要因の一つと考えられる。

このような労働災害の急増を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止対策への重点的な取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を特に図る。

2 実施期間

令和3年4月20日～令和3年12月31日

3 実施者

鹿児島労働局、労働基準監督署

4 実施事項(抄)

鹿児島労働局・労働基準監督署

- 労働災害防止団体、関係団体等に対する労働災害防止活動の取組強化に関する特別要請
- 建設現場パトロールの実施
- 第三次産業に属する事業場に対して、監督指導、個別指導、集団指導等の実施
- 食料品製造業・飲食店・小売業・社会福祉施設・医療保健業に対する緊急自主点検の実施
- 特に、高齢労働者の転倒災害防止対策のとして、「ストップ!転倒災害プロジェクト(*1)」の周知・啓発

(*1) **STOP! 転倒災害**
プロジェクト

滑り	つまずき	踏み外し
		
＜主な原因＞ ・床が滑りやすい素材である。 ・床に水や油が飛散している。 ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	＜主な原因＞ ・床の凹凸や段差がある。 ・床に荷物や商品などが放置されている。	＜主な原因＞ 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒 検索

災害防止団体・業界団体等・事業者

【共通】

- 経営トップによる「安全パトロール」、「安全衛生活動の総点検」の実施
- 安全衛生管理体制等の整備・促進・職務励行
- 雇入れ時・作業変更時の安全衛生教育の実施
- ストップ! 転倒災害プロジェクトの取組促進
- 高齢労働者対策
- 熱中症対策の実施

【食料品製造業】

- 4S活動(*2)の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進
- 食品加工用機械等によるはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害の防止対策の推進

【建設業】

- 足場・梁、はしご・脚立などからの墜落・転落災害防止対策の推進、また、ハーネス型安全帯の普及促進
- 伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進

【林業】

- 伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進、特に、合図、避難確認の徹底

【社会福祉施設・医療保健業】

- 腰痛予防対策
- 4S活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

【小売業】

- 4S活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

(*2)

4Sとは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4S活動です。



鹿児島労働局健康安全課 (R3.4月作成)

熱中症発生状況（令和2年）

昨年の全国の職場における熱中症の発生状況（速報値）は、建設業が最も多く、次いで製造業となっており、全体の4割強が、これら2つの業種で発生している。

また、死亡災害については、製造業が最も多く、過去5年間で初めて建設業を上回った。

鹿児島県では、昨年は、過去10年を見ると平成28年と並び最多となっており、建設業が最も多かった。

熱中症は、高温多湿な環境下において体内の水分等のバランスが崩れるなどにより発症する障害で、めまいや失神等の症状があらわれ、重症になると死に至る場合もあります。

昨年の全国の職場における熱中症の発生状況（1月15日現在速報値）によると、死亡を含む休業4日以上之死傷者数が919人、うち死亡者数は19人でした。一昨年と比べ、死亡者数は減少したものの、死傷者数は上回った。

業種別の死傷者数では建設業が201件と最も多く、次いで製造業（190件）、運送業（135件）の順でした。

死亡者数は製造業（6名）が最も多く、次いで建設業（4名）と清掃・と畜業（4名）の順でした。

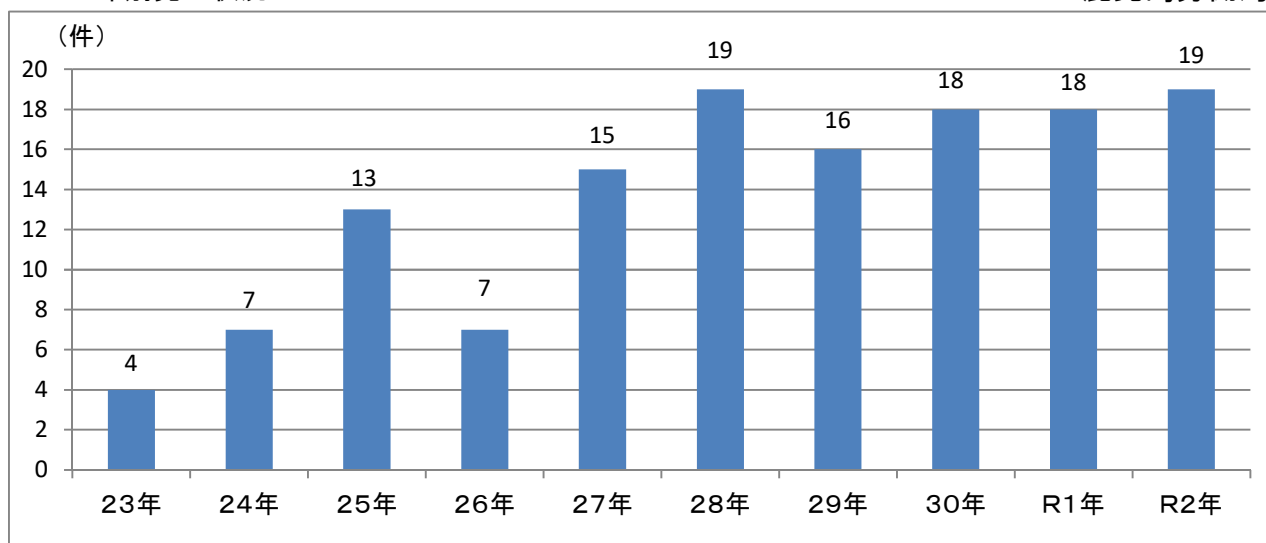
鹿児島県においては、死傷者数が19件と過去10年間で平成28年と並んで最多となっており、業種別では製造業（7件）、建設業（5件）、商業（2件）の順でした。死亡災害は発生しませんでした。

このため、鹿児島労働局は、本年も5月から9月までの期間に「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施（4月は準備期間）し、熱中症のリスクがあるすべての事業場を対象として、WBGT値（暑さ指数）の把握、熱への順化、通風の良いまたは冷房設備を備えた休憩室の設置、十分な休憩時間の確保、通気性の良い服装の着用、水分及び塩分の補給等、職場における熱中症予防対策の徹底を呼びかけることとしております。

熱中症発生状況(平成23年～令和2年)

1 年別発生状況

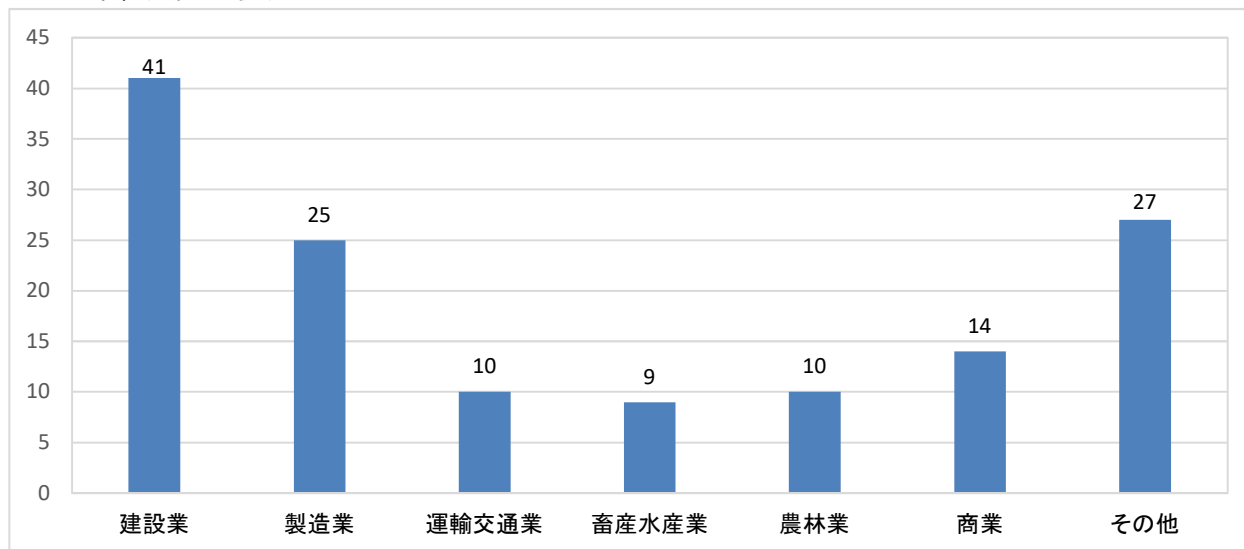
鹿児島労働局



	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R1年	R2年	合 計
件 数	4	7	13	7	15	19	16	18	18	19	136
被災者数	死亡	1		1	1		1				4
	休業	4	6	13	6	14	19	15	18	19	132
	合計	4	7	13	7	15	19	16	18	19	136
	46					90					196 %

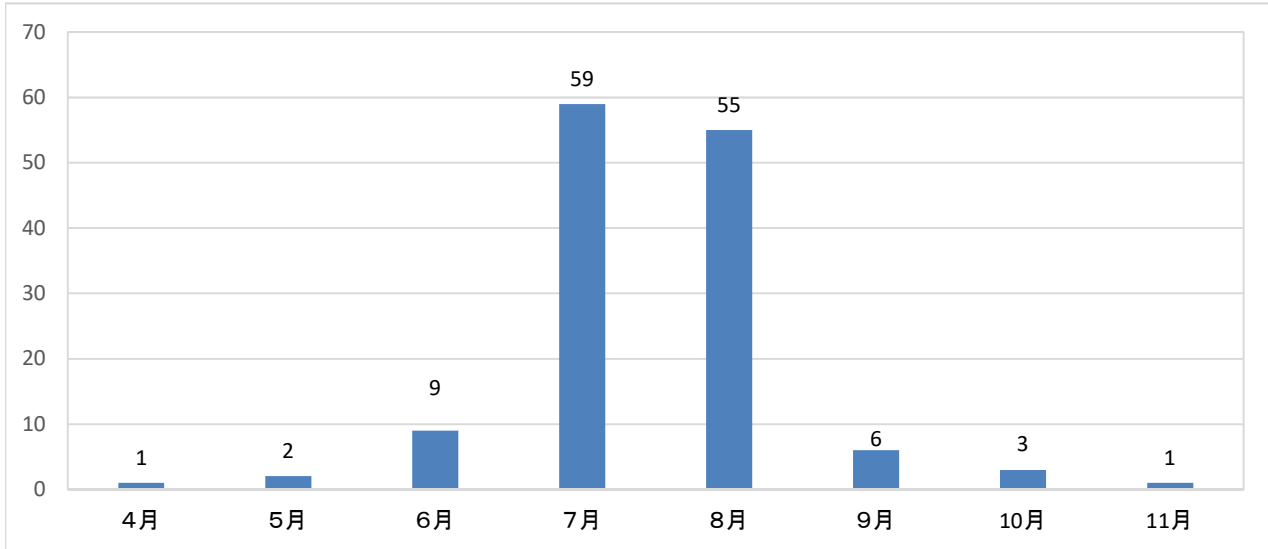
※H25～H29 70件、H30～R2年 55件(前期分の78.6%)

2 業種別発生状況



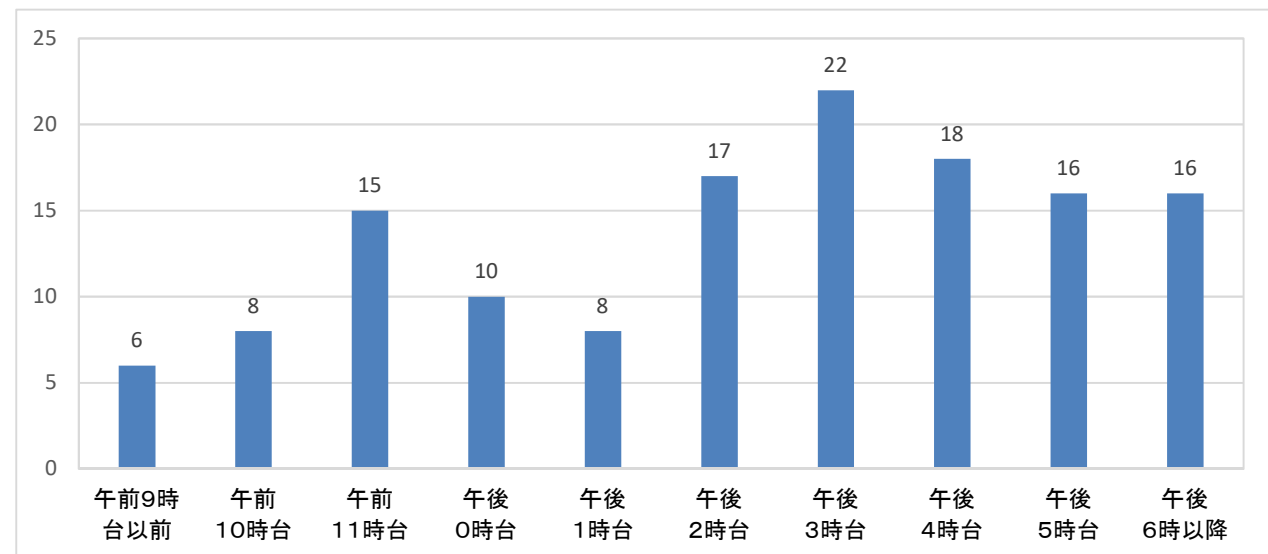
	建設業	製造業	運輸交通業	畜産水産業	農林業	商業	その他	合計
件 数	41	25	10	9	10	14	27	136
被災者数	死亡	2	1				1	4
	休業	39	24	10	9	10	14	132
	合計	41	25	10	9	10	14	136

3 月別発生状況



		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	合計
件 数		1	2	9	59	55	6	3	1	136
被災者数	死亡				3	1				4
	休業	1	2	9	56	54	6	3	1	132
	合計	1	2	9	59	55	6	3	1	136

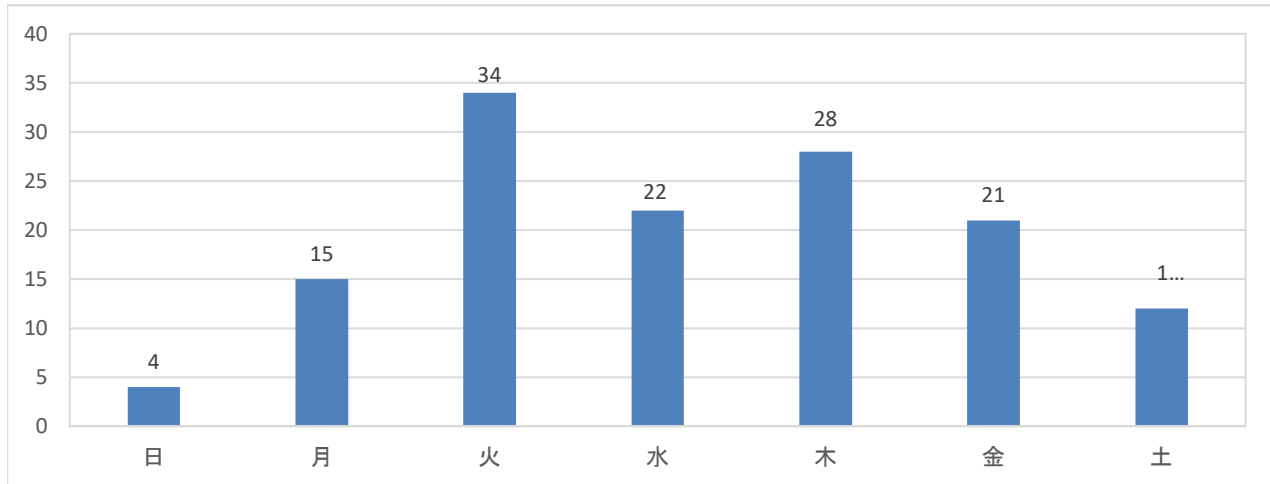
4 時間帯別発生状況



		9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時以降	合 計
件 数		6	8	15	10	8	17	22	18	16	16	136
被災者数	死亡						1	1	1		1	4
	休業	6	8	15	10	8	16	21	17	16	15	132
	合計	6	8	15	10	8	17	22	18	16	16	136

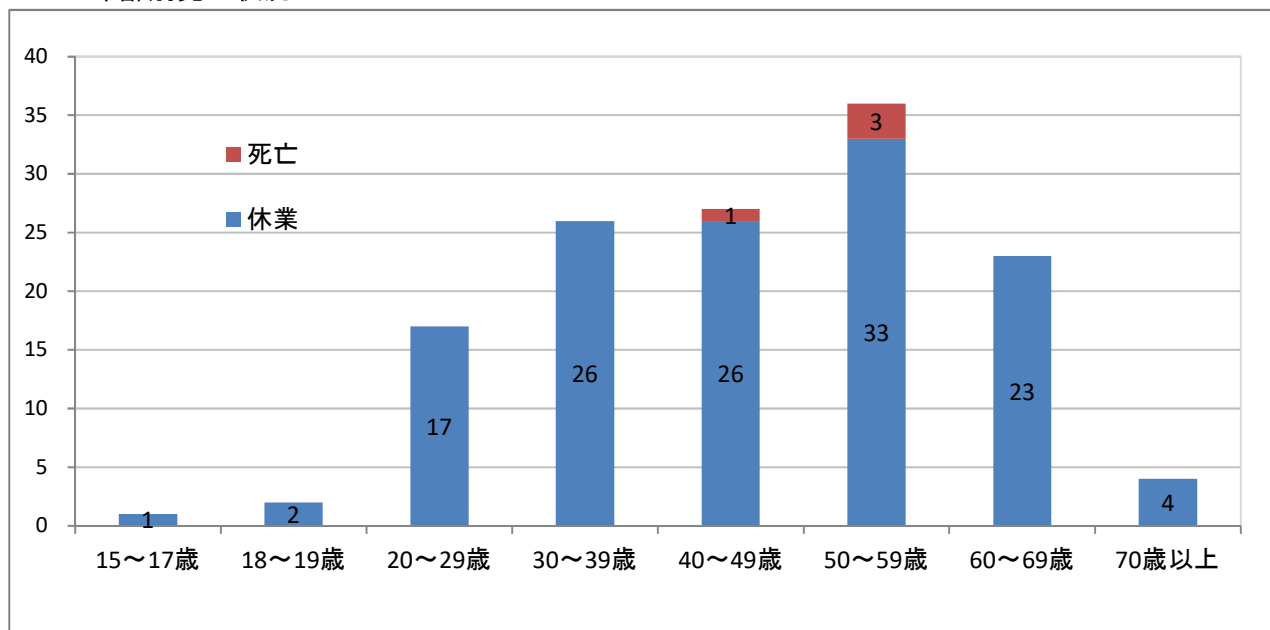
※ 午前10時以前は午前0時台から午前9時台まで、午後6時以降は午後6時台から午後11時台までを指す。

5 曜日別発生状況



		日	月	火	水	木	金	土	合計
件数		4	15	34	22	28	21	12	136
被災者数	死亡					2	2		4
	休業	4	15	34	22	26	19	12	132
	合計	4	15	34	22	28	21	12	136

6 年齢別発生状況



		15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
被災者数	死亡					1	3			4
	休業	1	2	17	26	26	33	23	4	132
	合計	1	2	17	26	27	36	23	4	136

【死亡災害事例】

●平成24年8月（土木工事業）；午後3時ころ、法面工事に使用したホースの巻き取作業を行っていたところ、ふらついて意識がもうろうとなったことから、病院へ搬送し加療したものの2日後に死亡した。

●平成26年7月（港湾荷役業）；7時から17時まで屋外で作業し、1時間休憩後、18時からトラックコンテナ内で荷の搬出作業を行っていたところ、18時20分ころに意識障害を起こして倒れ、8日後に死亡した。コンテナ内の温度は約40度であった。

●平成27年7月（食料品製造業）；工場内で7時50分から12時まで飼料の製造作業を行い、1時間休憩後、引き続き同作業を行っていたところ、14時20分ころ意識障害を発症し、6日後に死亡した。工場内の温度は約38度であった。

●平成29年8月（土木工事業）；道路脇の草刈り作業中、16時20分頃、被災者がひどく疲れた様子であったため休憩するよう指示したが、その後近隣建物の駐車スペースにおいて意識不明の状態で発見された。病院に搬送されたものの3日後に死亡した。